明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成四年四月二十四日

○第百二十三回国会 衆議院会議録 第二十一号

平成四年四月二十四日（金曜日）

議事日程　第十六号
平成四年四月二十四日
午後一時開議
第一　公認会計士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第二　船員法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案（内閣提出）
第四　所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件
第五　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
第六　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
第七　長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（内閣提出）
第八　中小企業流通業務効率化促進法案（内閣提出）
第九　農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第十　農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件

永年在職の故議員山村新治郎君に対し、院議をもって功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件（議長発議）
予算委員長の選挙
日程第一　公認会計士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第二　船員法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案（内閣提出）
日程第四　所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件
日程第五　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
日程第六　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
日程第七　長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（内閣提出）
日程第八　中小企業流通業務効率化促進法案（内閣提出）
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案（商工委員長提出）
日程第九　農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第十　農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（内閣提出）
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案（内閣提出）

午後一時二分開議

○議長（櫻内義雄君）　これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長（櫻内義雄君）　お諮りいたします。
議員山村新治郎君は、去る十二日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。
山村新治郎君は、本院議員として既に在職二十四年十カ月に達しておられました。
この際、議院運営委員会の決定に基づき、同君に対し、院議をもってその功労を表彰いたしたいと存じます。
表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。
表彰文を朗読いたします。
故議員山村新治郎君は衆議院議員に当選すること九回在職二十四年十月に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められたよって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する
［拍手］
この贈呈方は議長において取り計らいます。

予算委員長の選挙

○議長（櫻内義雄君）　予算委員長が欠けておりますので、この際、予算委員長の選挙を行います。
○木村義雄君　予算委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。
○議長（櫻内義雄君）　木村義雄君の動議に御異議ありませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決しました。

議長は、予算委員長に高鳥修君を指名いたします。

〔拍手〕

日程第一　公認会計士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（櫻内義雄君）　日程第一、公認会計士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長太田誠一君。

公認会計士法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔太田誠一君登壇〕

○太田誠一君　ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、最近の公認会計士業務の国際化、多様化等の状況に対応し、公認会計士業務に引き続き多くの優秀な人材を確保していくため、公認会計士試験制度等について所要の改正を行うものであります。

その主な内容は、

第一に、公認会計士試験制度につきまして、第二次試験に短答式試験を導入するとともに、第二次試験の論文式試験に科目選択制を採用すること等の改正を行うこととしております。

第二に、罰金額等の上限につきまして、所要の改正を行うこととしております。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月十七日本委員会に付託され、四月二十一日羽田大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、政府及び参考人に質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二　船員法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　日程第二、船員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長久間章生君。

船員法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔久間章生君登壇〕

○久間章生君　ただいま議題となりました船員法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、小型船の運航形態及びこれに乗り組む船員の労働形態の変化に対応して、船員の労働時間等に関する規定を小型船について適用することとするとともに、船員を取り巻く状況の変化に対応して、定員に関する規制の見直しを行おうとするものであります。

本案は、二月二十八日本委員会に付託され、四月十四日奥田運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十一日質疑を行いました。

その質疑の主な事項を申し上げますと、内航海運の現況、内航船員不足対策、船舶の安全運航の確保等であります。

かくて、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻内義雄君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案（内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　日程第三、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長小杉隆君。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小杉隆君登壇〕

○小杉隆君　ただいま議題となりました絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、本邦及び本邦以外の地域における絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、希少野生動植物種の個体の捕獲、譲渡等を規制し、国内希少野生動植物種の個体の生息地等保護区として指定して、工作物の設置等を規制するとともに、保護増殖事業の促進等の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関して国、地方公共団体及び国民の責務を定めるとともに、希少野生動植物種保存基本方針を閣議決定をもって策定すること、また、絶滅のおそれのある野生動植物の種のうち、本邦に生息するものを国内希少野生動植物種、ワシントン条約等により国際的に保存することとされている種を国際希少野生動植物種として指定すること、

第二に、希少野生動植物種の個体の捕獲、譲渡及び輸出入等は、学術研究などやむを得ない場合等を除き、原則として禁止すること、また、国際希少野生動植物種については、現行の絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律から引き継いで、その個体の譲渡等が適正に行われるよう、個体の登録制度を設けること、

第三に、国内希少野生動植物種の個体の重要な生息地については、生息地等保護区として指定し、工作物の設置、土地の形質の変更等の行為を許可制または届け出制とし、これを保護すること、

第四に、国内希少野生動植物種については、保護増殖事業計画を定めて、保護増殖事業を推進することとしております。

このほか、定期的な調査、希少野生動植物種保存取締官、希少野生動植物種保存推進員、罰則等に関し、所要の規定を設けるとともに、本法の制

定に伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律は、廃止すること等としております。

本案は、去る三月二十七日本委員会に付託され、四月七日中村環境庁長官から提案理由の説明を聴取し、二十一日質疑を行い、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四　所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第五　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第六　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

○議長（櫻内義雄君）　日程第四、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第五、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第六、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長麻生太郎君。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔麻生太郎君登壇〕

○麻生太郎君　ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、ルクセンブルグとの租税条約は、平成四年三月五日ルクセンブルグにおいて署名されております。また、ノールウェーとの租税条約は、現行の租税条約にかわる新たな条約であり、平成四年三月四日オスロにおいて署名されたものであります。

両条約とも近年我が国が締結した租税条約とほぼ同様のものであります。条約の対象となる租税、企業の事業所得及び国際運輸業に対する課税、配当、利子及び使用料についての源泉地国の税率の制限並びに自由業者、学生、芸能人等の人的役務所得に対する課税原則等を定めております。

なお、ノールウェーとの租税条約においては、相手国の沖合における天然資源の探査・開発活動に係る所得に対する課税について定めております。

次に、オランダとの租税条約の改正議定書は、現行租税条約の一部を改正するもので、平成四年三月四日ヘーグにおいて署名されたものであります。親子関係にある法人間の配当に対して、源泉地国として我が国が行う課税の限度税率に係る規定等の改正を行うものであります。

以上三件は、いずれも去る三月十三日外務委員会に付託され、四月十日渡辺外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。次いで、二十二日討論の後、採決を行いました結果、三件はいずれも多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　三件を一括して採決いたします。

三件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻内義雄君）　起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第七　長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　日程第七、長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長伊藤公介君。

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔伊藤公介君登壇〕

○伊藤公介君　ただいま議題となりました長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、長野オリンピック冬季競技大会の政府による支援の一環として必要な特別措置を定めようとするものでありまして、その内容は、

第一に、この法律は、平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものとすること、

第二に、郵政省は、財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として、寄附金つきの郵便はがき等を発行することができることとすること、

第三に、国家公務員または地方公務員である者が組織委員会の職員となり、再び公務員に復帰した場合などにおける退職手当等の算定基礎となる在職期間について必要な特例を定めるとともに、組織委員会の役員及び職員は、刑法等の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすことであります。

本案は、三月十日本院に提出され、同日本委員会に付託となり、四月十五日鳩山文部大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。同月二十二日

質疑に入り、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○木村義雄君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

日程第八とともに、商工委員長提出、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案を委員会の審査を省略して追加し、両案を一括議題とし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（櫻内義雄君）　木村義雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

日程第八　中小企業流通業務効率化促進法案（内閣提出）

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案（商工委員長提出）

○議長（櫻内義雄君）　日程第八、中小企業流通業務効率化促進法案、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。商工委員長武藤山治君。

中小企業流通業務効率化促進法案及び同報告書

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔武藤山治君登壇〕

○武藤山治君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業流通業務効率化促進法案について申し上げます。

我が国の物流量は近年急速に増大しつつあり、また、内容的にも配送の多頻度小口化等流通業務が多様化し、労働力不足、交通事情の悪化等もあって、多くの中小企業の対応能力は限界に達していると言われております。

本案は、かかる事態に対処し、中小企業者が行う流通業務の効率化を図るための共同化を促進するため提案されたものでありまして、その主な内容は、

第一に、中小企業者が取り組むべき流通業務効率化事業の内容等について、基本指針を策定すること、

第二に、事業協同組合等は、基本指針に基づき、流通業務について、効率化計画を作成し、主務大臣の認定を受けること、

第三に、認定計画を受けた効率化計画に従って実施する事業については、中小企業信用保険法等の支援措置、貨物運送取扱事業法等の特例、税制上の優遇措置を講ずること等であります。

本案は、去る三月十日当委員会に付託され、四月三日渡部通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二十二日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上であります。

次に、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案につきまして、その趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

近年、国民のライフスタイルの変化等を背景として、ゴルフ場その他の会員制のスポーツ施設やリゾート施設等に対するニーズが高まってきておりますが、こうした中で会員制事業に係る募集行為や会員契約をめぐる消費者トラブルの発生が大きな社会問題となっており、このような消費者トラブルの防止対策の必要性が各方面より指摘されてまいりました。

本案は、こうした状況にかんがみ、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行の公正を確保し、会員の利益の保護を図る等の措置を講ずるため、今般、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党及び進歩民主連合の六派の合意に基づき起草案を得、本日、全会一致をもってこれを成案とし、商工委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

次に、本案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、本案においては、ゴルフ場その他スポーツ施設または保養のための施設で政令で定めるものを会員契約に基づいて継続的に利用させる役務を提供する事業者に対し、規制を行うこととしたいたします。

第二に、会員制事業者は、募集をしようとするときは、あらかじめ、主務大臣に、会員の数その他の必要事項について、届け出なければならないこととしております。

第三に、会員制事業者または会員契約代行者は、施設が開設された後でなければ、会員契約の締結をしてはならないこととしております。ただし、当該施設が開設されない場合において拠出金の二分の一以上に相当する額の金銭を会員に支払うための措置がとられており、開設のための一定の行政手続が終了している場合には、この限りでないものとしております。

第四に、会員制事業者または会員契約代行者に対し、会員契約の締結をしようとするとき及び締結したときにおける書面の交付を義務づけるとともに、誇大広告や不当な勧誘行為の禁止、業務及び財産の状況に関する書類の閲覧、クーリングオフ等について規定し、顧客及び会員の保護を図ることとしております。

第五に、主務大臣は、会員制事業者に対する指導、会員等からの苦情の解決、預託金等に係る債務の保証等の業務を行う公益法人を会員制事業協会として指定することができることとしております。

その他、規制の実効性を担保するため、業務停止命令、罰則等所要の規定を整備しております。

以上であります。

何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　これより採決に入ります。

まず、日程第八につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第九　農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第十　農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　日程第九、農業協同組合法の一部を改正する法律案、日程第十、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長高村正彦君。

農業協同組合法の一部を改正する法律案及び同報告書
農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔高村正彦君登壇〕

○高村正彦君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農業協同組合法の一部を改正する法律案は、農業協同組合等の健全な発達を図るため、その行うことができる事業の内容を充実し、理事会の設置等執行体制の強化等を行うとともに、農事組合法人の活性化を図る措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十三日提出され、四月十七日本会議において政府の趣旨説明及びこれに対する質疑が行われ、同日農林水産委員会に付託されました。

次に、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案は、農業協同組合の合併を引き続き促進して農民の協同組織の健全な発展に資するため、合併経営計画の提出期限を延長するとともに、当該計画を樹立することができる農業協同組合に、特定の専門農業協同組合を加える等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十三日提出され、同日農林水産委員会に付託されました。

当委員会におきましては、四月二十二日田名部農林水産大臣から両法律案の提案理由の説明を聴取した後、両法律案を一括して審査に付し、同日及び翌二十三日の両日にわたり、政府に対する質疑を行い、四月二十三日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。

質疑終局後、討論を行い、採決いたしました結果、両法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻内義雄君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○木村義雄君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（櫻内義雄君）　木村義雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案（内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長古賀誠君。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔古賀誠君登壇〕

○古賀誠君　ただいま議題となりました地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置を促進することにより地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資するため、基本方針の策定、地方拠点都市地域の指定、基本計画の作成及び産業業務施設の移転計画の認定について定めるとともに、都市計画上の特例の創設、地方行財政上の特例措置、税制上の特例措置、地域振興整備公団及び通信・放送機構の業務の追加等所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月二十一日政府より提出され、四月二日本会議において趣旨説明及びこれに対する質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

委員会においては、四月三日山崎建設大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十五日質疑に入り、四月二十日及び二十一日の両日、地方行政委員会、農林水産委員会、商工委員会、逓信委員会及び土地問題等に関する特別委員会との連合審査会を行うなど、慎重に審査を行いました。

かくて、本案は四月二十二日質疑を終了し、本二十四日討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻内義雄君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（櫻内義雄君）　本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十五分散会

出席国務大臣

外務大臣	渡辺美智雄君
大蔵大臣	羽田　孜君
文部大臣	鳩山　邦夫君
農林水産大臣	田名部匡省君
通商産業大臣	渡部　恒三君
運輸大臣	奥田　敬和君
建設大臣	山崎　拓君
国務大臣	中村正三郎君

○朗読を省略した議長の報告

（通知書受領）

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

旅券法の一部を改正する法律

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律
治山治水緊急措置法の一部を改正する法律
通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律
有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法
一、去る二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
離島振興法の一部を改正する法律

（報告書及び文書受領）

一、去る十七日、内閣から、次の報告書及び文書を受領した。
沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく平成三年度漁業の動向に関する年次報告
沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく平成四年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書
一、昨二十三日、内閣から次の報告書を受領した。
平成三年度第三・四半期における予算使用の状況

（政府委員承認）

一、去る二十一日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。
外務省経済局次長　林　暘
一、去る二十二日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。
外務大臣官房領事移住部長事務代理　服部　則夫

（政府委員任命）

一、去る二十一日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、二十一日議長において承認した林暘を、同日第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る二十二日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、二十二日議長において承認した服部則夫を、同日第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

（政府委員退任）

一、去る二十一日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、第百二十三回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
外務省経済局次長	原口　幸市	在ロス・アンジェルス日本国総領事館総領事	平四・四・二〇

（政府委員解任）

一、去る二十二日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、同日（外務大臣官房領事移住部長）荒義尚の第百二十三回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

（理事補欠選任）

一、去る二十二日、決算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事　宮地　正介君（理事宮地正介君去る二十二日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任　愛知　和男君　三原　朝彦君
奥野　誠亮君　坂本　剛二君
亀井　静香君　衛藤　晟一君
熊谷　弘君　増田　敏男君
谷村　啓介君　岡崎　宏美君
倉田　栄喜君　山口那津男君
補欠　三原　朝彦君　奥野　誠亮君
坂本　剛二君　熊谷　弘君
衛藤　晟一君　愛知　和男君
増田　敏男君　谷村　啓介君
岡崎　宏美君　倉田　栄喜君
山口那津男君
厚生委員
辞任　大石　千八君　志賀　節君
志賀　節君
補欠　志賀　節君　大石　千八君
建設委員
辞任　植竹　繁雄君　奥野　誠亮君
川崎　二郎君　亀井　静香君
瓦　力君　熊谷　弘君
久野統一郎君　塩谷　立君
塩谷　立君　大石　千八君
愛知　和男君　植竹　繁雄君
大石　千八君　川崎　二郎君
奥野　誠亮君　瓦　力君
亀井　静香君
熊谷　弘君
補欠　植竹　繁雄君　奥野　誠亮君
川崎　二郎君　亀井　静香君
瓦　力君　熊谷　弘君
久野統一郎君　塩谷　立君
塩谷　立君　大石　千八君
愛知　和男君　植竹　繁雄君
大石　千八君　川崎　二郎君
奥野　誠亮君　瓦　力君
亀井　静香君
熊谷　弘君
議院運営委員
辞任　増子　輝彦君　坂井　隆憲君
筒井　信隆君　吉岡　賢治君
坂井　隆憲君　増子　輝彦君
吉岡　賢治君　筒井　信隆君
補欠　坂井　隆憲君　吉岡　賢治君
増子　輝彦君　筒井　信隆君
坂本　剛二君　奥野　誠亮君
増田　敏男君　熊谷　弘君
三原　朝彦君　愛知　和男君
岡崎　宏美君　谷村　啓介君
山口那津男君　倉田　栄喜君
厚生委員
辞任　大石　千八君　志賀　節君
志賀　節君
補欠　志賀　節君　大石　千八君
建設委員
辞任　植竹　繁雄君　奥野　誠亮君
川崎　二郎君　亀井　静香君
瓦　力君　熊谷　弘君
久野統一郎君　塩谷　立君
塩谷　立君　大石　千八君
愛知　和男君　植竹　繁雄君
大石　千八君　川崎　二郎君
奥野　誠亮君　瓦　力君
亀井　静香君
熊谷　弘君
補欠　植竹　繁雄君　奥野　誠亮君
川崎　二郎君　亀井　静香君
瓦　力君　熊谷　弘君
久野統一郎君　塩谷　立君
塩谷　立君　大石　千八君
愛知　和男君　植竹　繁雄君
大石　千八君　川崎　二郎君
奥野　誠亮君　瓦　力君
亀井　静香君
熊谷　弘君
議院運営委員
辞任　増子　輝彦君　坂井　隆憲君
筒井　信隆君　吉岡　賢治君
坂井　隆憲君　増子　輝彦君
吉岡　賢治君　筒井　信隆君
補欠　坂井　隆憲君　吉岡　賢治君
増子　輝彦君　筒井　信隆君
坂本　剛二君　奥野　誠亮君
増田　敏男君　熊谷　弘君
三原　朝彦君　愛知　和男君
岡崎　宏美君　谷村　啓介君
山口那津男君　倉田　栄喜君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員
辞任　北川　昌典君　補欠　山元　勉君
山元　勉君　北川　昌典君
文教委員
辞任　山元　勉君　補欠　北川　昌典君
北川　昌典君　山元　勉君
通信委員
辞任　中井　洽君　補欠　高木　義明君
高木　義明君　中井　洽君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
大蔵委員
辞任　佐藤　観樹君　補欠　鈴木　久君
富塚　三夫君　沖田　正人君
堀　昌雄君　岡崎　宏美君
渡辺　嘉蔵君　山下八洲夫君
東　祥三君　山口那津男君
厚生委員
辞任　沖田　正人君　補欠　富塚　三夫君
富塚　三夫君　沖田　正人君
農林水産委員
辞任　小平　忠正君　補欠　柳田　稔君
柳田　稔君　小平　忠正君
運輸委員
辞任　星野　行男君　補欠　佐田玄一郎君
宮崎　茂一君　住　博司君
赤松　広隆君　土肥　隆一君
佐田玄一郎君　星野　行男君
住　博司君　宮崎　茂一君
土肥　隆一君　赤松　広隆君
労働委員
辞任　池端　清一君　補欠　赤松　広隆君
岡崎　宏美君　堀　昌雄君

五島　正規君　渡辺　嘉蔵君
鈴木　久君　佐藤　観樹君
伊藤　英成君　塚本　三郎君
赤松　広隆君　池端　清一君
佐藤　観樹君　鈴木　久君
堀　昌雄君　岡崎　宏美君
渡辺　嘉蔵君　五島　正規君
塚本　三郎君　伊藤　英成君

安全保障委員
辞任
今井　勇君　増岡　博之君
今津　寛君　宮崎　茂一君
山口那津男君　東　祥三君
神田　厚君　小平　忠正君
増岡　博之君　今井　勇君
宮崎　茂一君　今津　寛君
東　祥三君　山口那津男君
小平　忠正君　神田　厚君

環境委員
辞任
増岡　博之君　逢沢　一郎君
秋葉　忠利君　五島　正規君
塚本　三郎君　中井　洽君
逢沢　一郎君　増岡　博之君
五島　正規君　秋葉　忠利君
中井　洽君　塚本　三郎君

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任
森　喜朗君
神田　厚君
佐藤謙一郎君
高木　義明君
補欠
佐藤謙一郎君
高木　義明君
森　喜朗君
神田　厚君

法務委員
辞任
木島日出夫君
山原健二郎君
補欠
山原健二郎君
木島日出夫君

外務委員
辞任
石原慎太郎君
宮路　和明君
補欠
宮路　和明君
石原慎太郎君

大蔵委員
辞任
東　祥三君
矢追　秀彦君
補欠
矢追　秀彦君
東　祥三君

文教委員
辞任
宇都宮真由美君
矢追　秀彦君
山原健二郎君
永末　英一君
清水　勇君
東　祥三君
木島日出夫君
柳田　稔君
補欠
清水　勇君
東　祥三君
木島日出夫君
柳田　稔君
宇都宮真由美君
矢追　秀彦君
山原健二郎君
永末　英一君

厚生委員
辞任
岡田　克也君
鈴木　俊一君
住　博司君
岩屋　毅君
佐田玄一郎君
中谷　元君
補欠
佐田玄一郎君
岩屋　毅君
中谷　元君
鈴木　俊一君
岡田　克也君
住　博司君

農林水産委員
辞任
鈴木　俊一君
中谷　元君
補欠
中谷　元君
鈴木　俊一君

商工委員
辞任
佐藤　守良君
大畠　章宏君
加藤　繁秋君
後藤　茂君
上草　義輝君
赤松　広隆君
補欠
上草　義輝君
田中　昭一君
赤松　広隆君
有川　清次君
佐藤　守良君
加藤　繁秋君

有川　清次君　後藤　茂君
田中　昭一君　大畠　章宏君

運輸委員
辞任
古屋　圭司君
星野　行男君
細田　博之君
赤松　広隆君
石原慎太郎君
佐藤　守良君
森　喜朗君
加藤　繁秋君
補欠
石原慎太郎君
森　喜朗君
佐藤　守良君
加藤　繁秋君
古屋　圭司君
細田　博之君
星野　行男君
赤松　広隆君

通信委員
辞任
田中　昭一君
大畠　章宏君
補欠
大畠　章宏君
田中　昭一君

労働委員
辞任
伊藤　英成君
永末　英一君
補欠
永末　英一君
伊藤　英成君

安全保障委員
辞任
池田　元久君
後藤　茂君
補欠
後藤　茂君
池田　元久君

決算委員
辞任
時崎　雄司君
宮地　正介君
寺前　巖君
和田　静夫君
貝沼　次郎君
木島日出夫君
補欠
和田　静夫君
貝沼　次郎君
木島日出夫君
時崎　雄司君
宮地　正介君
寺前　巖君

一、昨二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任
井奥　貞雄君
西岡　武夫君
補欠
西岡　武夫君
井奥　貞雄君

農林水産委員
辞任
石破　茂君
西岡　武夫君
補欠
北村　直人君
石破　茂君
北村　直人君
佐藤謙一郎君
西岡　武夫君
佐藤謙一郎君

（議案受領）

一、去る十七日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

アジア＝太平洋郵便連合一般規則及びアジア＝太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

公認会計士法の一部を改正する法律案

計量法案

国際海上物品運送法の一部を改正する法律案

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（内閣提出第六八号）（参議院送付）
　法務委員会　付託

アジア＝太平洋郵便連合一般規則及びアジア＝太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第四号）（参議院送付）

千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第一〇号）（参議院送付）
　以上二件　外務委員会　付託

公認会計士法の一部を改正する法律案（内閣提出第六九号）（参議院送付）　大蔵委員会　付託
農業改良資金助成法の一部を改正する法律案（内閣提出第三六号）（参議院送付）
農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第六六号）
以上二件　農林水産委員会　付託
計量法案（内閣提出第七五号）（参議院送付）
商工委員会　付託
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五九号）（参議院送付）
労働委員会　付託
一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第八号）
外務委員会　付託
（議案送付）
一、去る十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
外国人登録法の一部を改正する法律案
（議案通知書受領）
一、去る十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
旅券法の一部を改正する法律案
公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案
有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案
一、去る二十日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
離島振興法の一部を改正する法律案
（議案撤回）
一、去る十七日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。
外国人登録法の一部を改正する法律案（高沢寅男君外三名提出）
（議案撤回通知）
一、去る十七日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。
外国人登録法の一部を改正する法律案（高沢寅男君外三名提出）
（質問書提出）
一、昨二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
運輸行政に関する質問主意書（筒井信隆君提出）
（答弁書受領）
一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員草川昭三君提出信楽高原鉄道列車衝突事故に関する質問に対する答弁書

平成四年四月三日提出
質問第五号
信楽高原鉄道列車衝突事故に関する質問主意書

提出者　草川　昭三

信楽高原鉄道列車衝突事故に関する質問主意書

四十二名の死者を出した信楽高原鉄道列車衝突事故について、私は昨年十二月四日の衆議院運輸委員会で、早急に事故原因を解明することを求めた。しかし事故発生以来十か月間を経過したが、いまもってその報告は行われていない。また遺族に対する賠償交渉の進展もないまま、ＪＲ西日本、信楽高原鉄道両社による事故車両の解体が進められようとしていることは極めて遺憾である。

よって次の質問をする。

一　事故原因の調査報告が、事故後十か月経過している現在に至っても中間報告を含めて一切なされていない理由は何か、明らかにされたい。

二　現在、警察は部外の専門家に本件についての鑑定を依頼していると聞くが、事故の重大性、再発防止のためにも早く結論を出すべきと考える。鑑定結果はいつ出されるのか、明らかにされたい。

三　運輸省が現在進めている信号保安システムに関する調査検討会の結論が出るのはいつか、時期を明らかにされたい。また、これまでの検討内容を具体的に日付を追って説明されたい。

四　信号保安システムに関する調査検討会における最終報告に時間がかかる場合、中間報告をすべきと考えるが、どうか。また中間報告ができない場合、その理由を明らかにされたい。

五　遺族は事故原因の解明を強く望んでいると伝えられている。事故原因の調査が遅れていることが、遺族との賠償交渉を遅らせていると思うが、どうか。

六　事故原因が解明されない段階でのＪＲ西日本、信楽高原鉄道両社による事故車両の解体に遺族が反発していると伝えられているが、当局は、遺族の希望に応えるよう両社を指導すべきであると思うが、見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一二三第五号
平成四年四月二十一日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

衆議院議長　櫻内　義雄殿

衆議院議員草川昭三君提出信楽高原鉄道列車衝突事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出信楽高原鉄道列車衝突事故に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の事故原因については、現在調査中であるが、遺族に対する補償については、誠意をもってあたるよう関係者を指導してきているところである。

二について

鑑定については、現在も引き続き鑑定人による分析、検討が行われているところであり、その結論を得るには、なお時間を要する旨の報告を受けているが、早期に結論が出るよう努めてまいりたい。

三及び四について

御指摘の調査検討会においては、現在、調査、検討を行っているところであるので、結論を示す時期及び具体的な検討内容については、明らかにすることができない。

なお、調査検討会は、平成三年八月以来これまでに五回開催しており、また、その間、現地調査は三回行っている。

五について

御指摘の事故原因については、現在調査中であるが、遺族に対する補償については、誠意をもってあたるよう関係者を指導してきているところである。

六について

御指摘の車両については、ＪＲ西日本及び信楽高原鉄道がそれぞれ所有するものであり、その解体については、両社が各々判断すべき事項であると考えている。

公認会計士法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月十七日

参議院議長　長田　裕二

衆議院議長　櫻内　義雄殿

公認会計士法の一部を改正する法律

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第九条各号」を「第九条」に改める。

第六条中「数学」の下に「、外国語（大蔵省令で定めるものに限る。）」を加える。

第七条に次の一項を加える。

2　第一次試験に合格した者に対しては、その後の第一次試験を免除する。

第八条第一項中「会計学（簿記、財務諸表論、原価計算及び監査論に分ける。）、経営学、経済学並びに商法（海商、手形及び小切手に関する部分を除く。）について、」を「短答式（択一式を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）及び論文式によるに改め、同条に次の二項を加える。

3　短答式による試験は、会計学及び商法（大蔵省令で定める部分を除く。次項及び次条第二項において同じ。）について行う。

4　論文式による試験は、短答式による試験に合格した者及び次条第一項の規定により短答式による試験を免除された者につき、次に掲げる科目について行う。

一　会計学（簿記、財務諸表論、原価計算及び監査論に分ける。）

二　商法

三　次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する二科目

イ　経営学

ロ　経済学

ハ　民法

第九条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「対しては」の下に「、その申請により」を、「第二次試験」の下に「の論文式による試験」を加え、同条第三号中「商法」の下に「及び民法」を加え、同条第四号中「前条第一項に規定する科目」を「前条第四項各号に掲げる科目」に改め、同条第五号中「経済学」の下に「及び民法」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次項第一号、第三号又は第四号に該当する者に対しては、その申請により、第二次試験の短答式による試験を免除する。

第十条第二項中「次条」を「第十二条」に、「政令で定める基準以上の」を「公認会計士審査会が相当と認める」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「基準をこえる政令で定める基準以上の成績を得た者」を「成績を得た者（当該筆記試験の成績が、第三次試験の合格に必要な成績に照らし十分でないと公認会計士審査会が判定した者を除く。）」に、「その後行なわれる四回の」を「当該筆記試験に係る第三次試験の合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる」に改める。

第十一条中「であつて、第十二条」を「のうち、次条」に、「期間が一年をこえ、且つ、」を「期間（以下この条において「実務補習期間」という。）が一年以上であり」に、「左の各号に掲げる期間（同条の規定による実務補習を受けた期間と重複する期間を除く。）が通算して二年をこえる」を「次に掲げる期間を通算した期間（以下この条において「業務補助等の期間」という。）が二年以上であつて、かつ、実務補習期間と業務補助等の期間（実務補習期間と重複する期間を除く。）が通算して三年以上となる」に改め、「これを」を削る。

第三十八条第一項中「十五人以内」を削る。

第五十条から第五十三条までの規定中「三万円」を「百万円」に改める。

第五十三条の二中「一万円」を「三十万円」に改める。

第五十四条中「左の」を「次の」に、「これを三万円」を「百万円」に改める。

第五十五条中「左の」を「次の」に、「これを一万円」を「三十万円」に改める。

第五十五条の二中「一万円」を「三十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条に一項を加える改正規定　公布の日

二　第五十条から第五十三条の二までの改正規定、第五十四条から第五十五条の二までの改正規定　平成四年九月一日

三　第十条第三項の改正規定（「その後行なわれる四回の」を「当該筆記試験に係る第三次試験の合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる」に改める部分に限る。）及び次項の規定　平成五年八月一日

四　第十条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（「その後行なわれる四回の」を「当該筆記試験に係る第三次試験の合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる」に改める部分を除く。）及び第十一条の改正規定　平成七年八月一日

（経過措置）

2　平成五年八月一日前に行われたこの法律による改正前の公認会計士法第十条第一項の規定による第三次試験の筆記試験において同条第三項に規定する成績を得た者に対するその後の筆記試験の免除については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公認会計士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における公認会計士業務の国際化、多様化等の状況等に対応し、公認会計士業務に引き続き多くの優秀な人材を確保するため、公認会計士試験制度について所要の改正等を行おうとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1　試験制度の改正

(一)　第一次試験の試験科目に外国語を加える。

(二)　第二次試験に短答式試験（会計学及び商法）を導入し、論文式試験は短答式試験合格者等につき行うこととする。

(三)　第二次試験の論文式試験に科目選択制を一部導入し、会計学（簿記、財務諸表論、原価計算及び監査論に分ける。）及び商法の必須科目並びに経営学、経済学及び民法のうち受験者のあらかじめ選択する二科目について行うこととする。

(四)　第三次試験受験の要件のうち実務補習期間及び業務補助等の期間の計算に関し、所要の改正を行う。

(五)　試験委員の規定のうち人数の定めを削る。

(六)　その他所要の規定の整備を行う。

2　罰則の改正

罰金刑及び過料の上限の金額につき、現行の三万円、一万円をそれぞれ百万円、三十万円に引き上げる。

3　その他

(一)　この法律は、試験制度に係る改正規定については、別段の定めがあるものを除き、平成六年十月一日から施行することとし、罰則に係る改正規定については、平成四年九月一日から施行することとする。

(二)　その他所要の経過措置を講ずる。

二　議案の可決理由

最近における公認会計士業務の国際化、多様化等の状況等に対応し、公認会計士業務に引き続き多くの優秀な人材を確保するため、公認会計士試験制度に所要の改正を行うことは適切妥当な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成四年四月二十一日

大蔵委員長　太田　誠一

衆議院議長　櫻内　義雄殿

［別紙］

公認会計士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一　今後とも、我が国経済・社会の拡大、発展に伴う公認会計士制度を取り巻く環境の変化に対応しつつ、公認会計士に対する社会的要請に応えていく必要があることに鑑み、引き続き多くの優秀な人材を確保する観点から、公認会計士試験制度の望ましいあり方について検討を行っていくこと。

一　企業活動の国際化、多様化等が進展する中で、企業経理の透明性、公正性を確保していくため、公認会計士監査の一層の充実を図るとともに、経済取引の多様化等に対応した会計処理方法の確立及び企業内容等の開示の一層の充実に努めること。

船員法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成四年二月二十八日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

船員法の一部を改正する法律

船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の次に次の一条を加える。

第六十四条の二　船舶所有者は、公衆の不便を避けるために第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の命令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる必要があると認められる命令で定める船舶に乗り組む海員については、命令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、その協定で定めるところにより、これらの規定による労働時間の制限を超えて作業に従事させることができる。

第六十六条中「前二条」を「前三条」に改める。

第七十条を次のように改める。

第七十条　船舶所有者は、前条の規定によるほか、航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませなければならない。

第七十一条の前の見出しを「（適用範囲等）」に改め、同条中「前条」を「第六十九条」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条に次の一号を加える。

三　海員が断続的作業に従事する船舶で船舶所有者が行政官庁の許可を受けたもの

第七十一条に次の一項を加える。

前項各号の船舶に係る前条の規定の適用については、同条中「前条の規定によるほか、航海当直」とあるのは、「航海当直」とする。

第七十二条中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第七十二条の三を削る。

第七十三条中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第九十七条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

四　定員

第九十七条第二項中「左の」を「次の」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第百十三条中「の協定及び」を「、第六十四条の二及び」に改める。

第百三十条中「、第七十条」及び「第七十二条の三第一項若しくは」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　船舶所有者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の船員法（以下「新法」という。）第六十四条の二の協定を行政官庁に届け出ることができる。

2　新法第七十一条第一項第三号の許可は、施行日前においても行うことができる。

3　この法律による改正前の船員法（以下「旧法」という。）第七十一条第一号の船舶（以下「小型船」という。）についての新法第七十二条の二の規定による指定は、施行日前においても行うことができる。

第三条　小型船（新法第七十一条第一項第三号の船舶を除く。以下同じ。）であって、この法律の施行の際現に航海中であるものに乗り組む海員の労働時間及び定員については、当該航海が終了する日までは、新法第六十条第一項、第六十四条（時間外労働に係る部分に限る。）、第六十六条（時間外労働に係る部分に限る。）及び第六十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　施行日の前日において小型船に乗り組む海員及び小型船に乗り組むため雇用されている予備船員であって、その基準労働期間が同日を含むものの労働時間及び休日については、新法第百四十六条第一項の規定により読み替えて適用する新法第六十条第二項及び第六十二条第一項並びに新法第六十条第三項、第六十一条、第六十二条第二項から第四項まで、第六十三条、第六十四条第一項（補償休日労働に係る部分に限る。）、第六十五条及び第六十六条（補償休日労働に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条　この法律の施行の際現に旧法第七十三条の命令の規定により小型船の船内に備え置かれている帳簿は、新法第六十七条第一項の規定による帳簿とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法第七十三条の命令の規定により備え置かれている休日付与簿は、新法第六十七条第二項の規定による休日付与簿とみなす。

第六条　この法律の施行の際現に航海中である船舶については、当該航海が終了する日まで（専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあっては、施行日から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいずれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで）は、新法第七十条（新法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為及び附則第三条又は第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることができる。

理　由

小型船の運航形態及びこれに乗り組む船員の労働形態の変化に対応して、船員の労働時間等に関する規定を小型船について適用することとするとともに、船員を取り巻く状況の変化に対応して、定員に関する規制の見直しを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、小型船の運航形態及びこれに乗り組む船員の労働形態の変化に対応して、船員の労

働時間等に関する規定を小型船について適用することとするとともに、船員を取り巻く状況の変化に対応して、定員に関する規制の見直しを行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するものについても船員法第六章の規定を適用することとする。

2　船舶所有者は、公衆の不便を避けるために一日の労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる必要があると認められる命令で定める船舶に乗り組む海員については、労使協定で定めるところにより、時間外の労働をさせることができることとする。

3　船舶所有者は、航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませなければならないこととする。

4　常時十人以上の船員を使用する船舶所有者は、定員について就業規則を作成し、これを行政官庁に届け出なければならないこととする。

5　この法律は、平成五年四月一日から施行することとする。

二　議案の可決理由

本案は、小型船の運航形態、これに乗り組む船員の労働形態及び船員を取り巻く状況の変化に対応する措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

平成四年四月二十一日

運輸委員長　久間　章生

衆議院議長　櫻内　義雄殿

［別紙］

船員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、最近における内航海運の実情等にかんがみ、次の事項につき万全の措置を講ずべきである。

一　海上における労働力事情及び労働時間短縮の社会的要請も踏まえ、速やかに週平均四十時間労働制の実現を目指すこと。

二　船員法における労働時間短縮の実効を期するためにも、基準労働期間の短縮に努めること。

三　第六十四条の二の関係の「労使協定による時間外労働を認める場合」については、無理な時間外労働をさせないための適正な指導を行うこと。

四　漁船船員についても、今日的情勢を考慮し、その労働実態の把握に努めると共に、漁船船員の労働条件の改善を図ること。

五　新たな定員制度の実施に当たっては、労働時間の遵守及び航海の安全等を損なうような定員削減が行われないよう適切な指導を行うこと。

六　定員制度の改正が、船員制度近代化の推進に支障を生じせしめないよう環境整備等に引き続き努力すること。

七　就業規則の適切な整備を含め、船員法の履行を確保するため、船員労務官体制の充実を始めとする船員労働行政の強化を図ること。

八　内航海運の船員の高齢化に伴う人員不足を解消するために、抜本的な対策を講ずること及び若手船員養成機関としての、海員学校の体制整備充実に努めること。

九　内航海運における最近の深刻化する船員不足の現状を踏まえ、内航海運における船員の労働条件・労働環境の改善・向上を図るため、運賃・用船料の適正化に努めるよう指導すること。

十　内航海運業の一層の健全化を推進するため、関係法令の厳正なる運用及び遵守の徹底を図ること。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案

右国会に提出する。

平成四年三月二十七日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　個体の取扱いに関する規制
第一節　個体の所有者の義務等（第七条・第八条）
第二節　個体の捕獲、譲渡し等の禁止（第九条―第十九条）
第三節　国際希少野生動植物種の個体の登録（第二十条―第二十九条）
第四節　特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し等に係る事業の規制（第三十条―第三十三条）
第三章　生息地等の保護に関する規制
第一節　土地の所有者の義務等（第三十四条・第三十五条）
第二節　生息地等保護区（第三十六条―第四十四条）
第四章　保護増殖事業（第四十五条―第四十八条）
第五章　雑則（第四十九条―第五十七条）
第六章　罰則（第五十八条―第六十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（責務）

第二条　国は、野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）が置かれている状況を常に把握するとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2　地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

3　国民は、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するように努めなければならない。

（財産権の尊重等）

第三条　この法律の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

（定義等）

第四条　この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう。

2　この法律において「希少野生動植物種」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希

少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。

3　この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。

4　この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるものをいう。

5　この法律において「特定国内希少野生動植物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。

一　商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。

二　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

6　内閣総理大臣は、前三項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

（緊急指定種）

第五条　環境庁長官は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

2　環境庁長官は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　指定の期間は、三年を超えてはならない。

4　環境庁長官は、指定をするときは、その旨及び指定に係る野生動植物の種を官報で公示しなければならない。

5　指定は、前項の規定による公示の日の翌々日からその効力を生ずる。

6　環境庁長官は、指定の必要がなくなったと認めるときは、指定を解除しなければならない。

7　第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項において準用する前項の規定による公示によって」と読み替えるものとする。

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条　内閣総理大臣は、自然環境保全審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2　前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想

二　希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

三　希少野生動植物種の個体（卵及び種子並びに個体、卵及び種子の加工品で、政令で定めるもの（第三十条第二項において「加工品等」という。）を含む。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

四　国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

五　保護増殖事業（国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の国内希少野生動植物種の保存を図るための事業をいう。第四章において同じ。）に関する基本的な事項

六　前各号に掲げるもののほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項

3　内閣総理大臣は、希少野生動植物種保存基本方針について第一項の閣議の決定があったときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4　第一項及び前項の規定は、希少野生動植物種保存基本方針の変更について準用する。

5　この法律の規定に基づく処分その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策及び事業の内容は、希少野生動植物種保存基本方針と調和するものでなければならない。

第二章　個体の取扱いに関する規制

第一節　個体の所有者の義務等

（個体の所有者等の義務）

第七条　希少野生動植物種の個体の所有者又は占有者は、希少野生動植物種を保存することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うように努めなければならない。

（助言又は指導）

第八条　環境庁長官は、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、希少野生動植物種の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

第二節　個体の捕獲、譲渡し等の禁止

（捕獲等の禁止）

第九条　国内希少野生動植物種及び緊急指定種（以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動植物種等」という。）の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　次条第一項又は第二項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

二　生計の維持のため特に必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれのない場合として総理府令で定める場合

三　人の生命又は身体の保護その他の総理府令で定めるやむを得ない事由がある場合

（捕獲等の許可）

第十条　学術研究又は繁殖の目的その他総理府令で定める目的で国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしようとする者（次項に規定する者を除く。）は、環境庁長官の許可を受けなければならない。

2　第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境庁長官及び農林水産大臣の許可を受けなければならない。

3　第一項の許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に許可の申請をしなければならない。

4　環境庁長官は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

一　捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。

二　捕獲等によって国内希少野生動植物種等の保存に支障を及ぼすおそれがあること。

三　捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

5　環境庁長官は、国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の許可に条件を付することができる。

6　環境庁長官は、第一項の許可をしたときは、総理府令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

7　第一項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして総理府令で定めるものは、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

8　第一項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従

事する者が第六項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。

9　第一項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第六項の許可証又は第七項の従事者証を携帯しなければならない。

10　第一項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の総理府令で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

11　第三項から第六項までの規定は第二項の許可について、第七項及び第八項の規定は第二項の許可を受けた者について、第九項の規定は第二項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者について、前項の規定は第二項の許可を受けて捕獲等をした者について準用する。この場合において、第三項、第六項から第八項まで及び前項中「総理府令」とあるのは「総理府令、農林水産省令」と、第三項から第八項までの規定中「環境庁長官」とあるのは「環境庁長官及び農林水産大臣」と、第四項第一号中「第一項に規定する目的」とあるのは「第二項に規定する目的」と、第五項中「国内希少野生動植物種等の保存のため必要がある」とあるのは「特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要がある」と読み替えるものとする。

（捕獲等許可者に対する措置命令等）

第十一条　環境庁長官は、前条第一項の許可を受けた者が同条第十項の規定に違反し、又は同条第五項の規定により付された条件に違反した場合において、国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　環境庁長官は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において国内希少野生動植物種等の保存に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

3　前二項の規定は、前条第二項の許可を受けた者について準用する。この場合において、前二項中「環境庁長官」とあるのは「環境庁長官及び農林水産大臣」と、第一項中「国内希少野生動植物種等の保存のため必要がある」とあるのは「特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、前項第五号又は第六号の総理府令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、農林水産大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

（譲渡し等の許可）

第十三条　学術研究又は繁殖の目的その他総理府令で定める目的で希少野生動植物種の個体の譲渡し等をしようとする者（前条第一項第二号から第六号までに掲げる場合のいずれかに該当して譲渡し等をしようとする者を除く。）は、環境庁長官の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に許可の申請をしなければならない。

3　環境庁長官は、前項の申請に係る譲渡し等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

一　譲渡し等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。

二　譲受人又は引取人が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により譲受け又は引取りに係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

4　第十条第五項の規定は第一項の許可について、同条第十項の規定は第一項の許可を受けて譲受け又は引取りをした者について、前条第二項の規定は第一項の総理府令の制定又は改廃について準用する。この場合において、第十条第十項中「その捕獲等に係る個体」とあるのは「その譲受け又は引取りに係る個体」と読み替えるものとする。

（譲渡し等許可者に対する措置命令）

第十四条　環境庁長官は、前条第一項の許可を受けた者が同条第四項において適用する第十条第十項の規定に違反し、又は前条第四項において準用する第十条第五項の規定により付された条件に違反した場合において、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（輸出入の禁止）

第十五条　特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的でするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体を輸出し、又は輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項又は第五十二条の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

（違法輸入者に対する措置命令等）

第十六条　通商産業大臣は、外国為替及び外国貿易管理法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定国内希少野生動植物種の個体を輸入した者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体を返送することを命ずることができる。

2　環境庁長官及び通商産業大臣は、外国為替及び外国貿易管理法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体を輸入した者からその個体がその承認を受けないで輸入されたものであることを知りながら第十二条第一項の規定に違反してその個体の譲受けをした者がある場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場

所を指定してその個体を返送することを命ずることができる。

3　通商産業大臣が第一項の規定による命令をした場合又は環境庁長官及び通商産業大臣が前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る返送をしないときは、通商産業大臣又は環境庁長官及び通商産業大臣（第五十二条において「通商産業大臣等」という。）は、自らその個体を前二項に規定する施設その他の場所に返送するとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

（陳列の禁止）

第十七条　希少野生動植物種の個体は、販売又は頒布をする目的で陳列をしてはならない。ただし、特定国内希少野生動植物種の個体、第九条第二号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体及び第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体の陳列をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として総理府令で定める場合は、この限りでない。

（陳列をしている者に対する措置命令）

第十八条　環境庁長官は、前条の規定に違反して希少野生動植物種の個体の陳列をしている者に対し、陳列の中止その他の同条の規定が遵守されることを確保するため必要な事項を命ずることができる。

（報告徴収及び立入検査）

第十九条　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等、譲渡し等、輸入若しくは陳列に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一　環境庁長官　第十条第一項若しくは第十三条第一項の許可を受けている者又は販売若しくは頒布をする目的で希少野生動植物種の個体の陳列をしている者

二　環境庁長官及び農林水産大臣　第十条第二項の許可を受けている者

三　環境庁長官及び通商産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体で輸入されたものの譲受けをした者

四　通商産業大臣　特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体を輸入した者

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節　国際希少野生動植物種の個体の登録

（個体の登録）

第二十条　国際希少野生動植物種の個体で商業的目的で繁殖させたものであることその他の要件で政令で定めるものに該当するものの正当な権原に基づく占有者は、その個体について環境庁長官の登録を受けることができる。

2　前項の登録（以下この節において「登録」という。）を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に登録の申請をしなければならない。

3　環境庁長官は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、総理府令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。

4　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体の正当な権原に基づく占有者は、前項の登録票（以下この節において「登録票」という。）でその個体に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。

5　第十二条第二項の規定は、第二項の総理府令の制定又は改廃について準用する。

（登録個体及び登録票の管理等）

第二十一条　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体に係る登録票を備え付けておかなければならない。

2　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体の譲渡し等は、その個体に係る登録票とともにしなければならない。

3　登録票は、その登録票に係る国際希少野生動植物種の個体とともにする場合を除いては、譲渡し等をしてはならない。

4　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体の譲受け又は引取りをした者は、総理府令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までの間に環境庁長官にその旨を届け出なければならない。

（登録票の返納等）

第二十二条　登録票（第二号に掲げる場合にあっては、回復した登録票）は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その日から起算して三十日を経過する日までの間に環境庁長官に返納しなければならない。

一　登録票に係る国際希少野生動植物種の個体を占有しないこととなった場合（登録票とともにその登録票に係る国際希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡しをした場合を除く。）

二　第二十条第四項の登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合

2　第二十条第四項の規定は、盗難その他の事由により登録を受けた国際希少野生動植物種の個体を亡失したことによって前項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を環境庁長官に返納した後その個体を回復した場合について準用する。

（指定登録機関）

第二十三条　環境庁長官は、総理府令で定めるところにより、前三条に規定する環境庁長官の事務（以下この節及び第六十三条第一号において「登録関係事務」という。）のうち総理府令で定める個体に関するものを、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人でその登録関係事務を適正かつ確実に実施することができるものとして環境庁長官がその申請により指定するものに行わせることができる。

2　環境庁長官は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定（以下第二十六条までにおいて「指定」という。）をしてはならない。

一　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二　第二十六条第三項又は第四項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三　その役員のうちに次のイ又はロのいずれかに該当する者があること。

イ　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ　第二十六条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

3　環境庁長官は、指定をしたときは、指定に係る個体に関する登録関係事務を行わないものとする。

4　環境庁長官は、指定をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

5　指定を受けた法人（以下この節及び第六十三条において「指定登録機関」という。）がその登録

関係事務を行う場合における前三条の規定の適用については、これらの規定中「環境庁長官」とあるのは、「指定登録機関」とする。

（指定登録機関の遵守事項等）

第二十四条　指定登録機関は、その登録関係事務の開始前に、総理府令で定めるところにより、その登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定登録機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、指定を受けた後遅滞なく）環境庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境庁長官に提出しなければならない。

4　指定登録機関は、環境庁長官の許可を受けなければ、その登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

5　環境庁長官は、指定登録機関が前項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

6　環境庁長官が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定登録機関が第四項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境庁長官が第二十六条第三項若しくは第四項の規定により指定を取り消した場合における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、総理府令で定める。

（秘密保持義務等）

第二十五条　指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　登録関係事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（指定登録機関に対する監督命令等）

第二十六条　環境庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、その登録関係事務に関し監督上必要な事項を命ずることができる。

2　環境庁長官は、指定登録機関の役員が第二十四条第一項から第四項まで若しくは前条第一項の規定に違反する行為をしたとき、第二十四条第一項の規程によらないでその登録関係事務を実施したとき、又は前項の規定による命令に違反する行為をしたときは、指定登録機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3　環境庁長官は、指定登録機関が第二十三条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。

4　環境庁長官は、指定登録機関が第二十四条第一項から第四項までの規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその登録関係事務を実施したとき、第一項又は第二項の規定による命令に違反したときその他その登録関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

5　第二十三条第四項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

（報告徴収及び立入検査）

第二十七条　環境庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、その登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指定登録機関がした処分等に係る不服申立て）

第二十八条　指定登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境庁長官に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（手数料）

第二十九条　次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関）に納めなければならない。

一　登録を受けようとする者

二　登録票の再交付を受けようとする者

2　前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

第四節　特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し等に係る事業の規制

（特定事業の届出）

第三十条　特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡しの業務に伴う事業（以下この節及び第六十一条第二号において「特定事業」という。）を行おうとする者（次項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境庁長官及び農林水産大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定国内希少野生動植物種

四　前三号に掲げるもののほか、総理府令、農林水産省令で定める事項

2　特定事業のうち加工品等に係るものを行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境庁長官及び加工品等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この節において「特定大臣」という。）に届け出なければならない。

一　前項第一号から第三号までに掲げる事項

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣及び特定大臣の発する命令で定める事項

3　第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又は特定事業を廃止したときは、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を環境庁長官及び農林水産大臣に届け出なければならない。

4　第一項及び前項に定めるもののほか、これらの規定による届出に関し必要な事項は、総理府令、農林水産省令で定める。

5　第三項の規定は第二項の規定による届出をした者について、前項の規定は第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第三項中「農林水産大臣」とあるのは「特定大臣」と、前項中「総理府令、農林水産省令」とあるのは「内閣総理大臣及び特定大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

（特定事業を行う者の遵守事項）

第三十一条　前条第一項の規定による届出をして特定事業を行う者は、その特定事業に関し特定国内希少野生動植物種の個体の譲受け又は引取りをするときは、その個体の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、次に掲げる事項についてその譲渡人又は引渡人から聴取しなければならない。

一　その個体が繁殖させたものであるか又は捕獲され、若しくは採取されたものであるかの別

二　その個体が繁殖させたものであるときは、繁殖させた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　その個体が捕獲され、又は採取されたものであるときは、捕獲され、又は採取された場所並びに捕獲し、又は採取した者の氏名及び住所

2　前条第一項の規定による届出をして特定事業を行う者は、総理府令、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

3　前二項の規定は、前条第二項の規定による届出をして特定事業を行う者について準用する。この場合において、前項中「総理府令、農林水産省令」とあるのは、「内閣総理大臣及び特定大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

（特定事業を行う者に対する指示等）

第三十二条　環境庁長官及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定事業を行う者が前条第一項又は第二項の規定に違反した場合においてその特定事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

2　環境庁長官及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定事業に係る特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3　前二項の規定は、第三十条第二項の規定による届出をして特定事業を行う者について準用する。この場合において、前二項中「農林水産大臣」とあるのは「特定大臣」と、第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第三十三条　環境庁長官及び農林水産大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三十条第一項の規定による届出をして特定事業を行う者に対し、その特定事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特定事業を行うための施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定は、第三十条第二項の規定による届出をして特定事業を行う者について準用する。この場合において、前項中「農林水産大臣」とあるのは、「特定大臣」と読み替えるものとする。

3　第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章　生息地等の保護に関する規制

第一節　土地の所有者の義務等

（土地の所有者等の義務）

第三十四条　土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならない。

（助言又は指導）

第三十五条　環境庁長官は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第二節　生息地等保護区

（生息地等保護区）

第三十六条　環境庁長官は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物種の保存のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

2　前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

3　環境庁長官は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、自然環境保全審議会及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4　環境庁長官は、指定をしようとするときは、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

5　前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、環境庁長官に指定案についての意見書を提出することができる。

6　環境庁長官は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7　環境庁長官は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を官報で公示しなければならない。

8　指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

9　環境庁長官は、生息地等保護区に係る国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

10　第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第八項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

11　生息地等保護区の区域内（次条第四項第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第二項の指針に留意しつつ、国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

（管理地区）

第三十七条　環境庁長官は、生息地等保護区の区域内で国内希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。

2　環境庁長官は、管理地区に係る国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

3　前条第二項から第八項までの規定は第一項の規定による指定について、同条第三項、第七項及び第八項の規定は前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第三項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

4　管理地区の区域内（第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内。第四十条第一項及び第四十一条第一項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第十号から第十四号までに掲げる行為については、環境庁長官が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、環境庁長官の許可を受けなければ、してはならない。

一　建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二　宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。

三　鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

四　水面を埋め立て、又は干拓すること。

五　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六　木竹を伐採すること。

七　国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして環境庁長官が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をすること。

八　管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって環境庁長官が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排出する設備を設けて排出すること。

九　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の環境庁長官が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十　第七号の規定により環境庁長官が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をすること。

十一　国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として環境庁長官が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

十二　国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして環境庁長官が指定する物質を散布すること。

十三　火入れ又はたき火をすること。

十四　国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として環境庁長官が定める方法によりその個体を観察すること。

5　前項の許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に許可の申請をしなければならない。

6　環境庁長官は、前項の申請に係る行為が第三項において準用する前条第二項の指針に適合しないものであるときは、第四項の許可をしないことができる。

7　環境庁長官は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四項の許可に条件を付することができる。

8　第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して三月を経過する日までの間に環境庁長官に総理府令で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。

9　次に掲げる行為については、第四項の規定は、適用しない。

一　非常災害に対する必要な応急措置としての行為

二　通常の管理行為又は軽易な行為で総理府令で定めるもの

三　木竹の伐採で、環境庁長官が農林水産大臣と協議して管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

10　前項第一号に掲げる行為であって第四項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して十四日を経過する日までの間に環境庁長官にその旨を届け出なければならない。

（立入制限地区）

第三十八条　環境庁長官は、管理地区の区域内で国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

2　環境庁長官は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第四十二条第二項において同じ。）の同意を得るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　環境庁長官は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第一項の規定による指定を解除するよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4　何人も、環境庁長官が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合

二　通常の管理行為又は軽易な行為で総理府令で定めるものをするために立ち入る場合

三　前二号に掲げるもののほか、環境庁長官がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

5　第三十六条第七項及び第八項の規定は第一項の規定による指定及び第三項の規定による指定の解除について、前条第五項及び第七項の規定は前項第三号の許可について準用する。この場合において、第三十六条第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による公示」とあるのは「第三十八条第五項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

（監視地区）

第三十九条　生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（次条第一項及び第四十一条第一項において「監視地区」という。）の区域内において第三十七条第四項第一号から第五号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、環境庁長官に総理府令で定める事項を届け出なければならない。

2　環境庁長官は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があった場合において届出に係る行為が第三十六条第二項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3　前項の規定による命令は、届出があった日から起算して三十日（三十日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して六十日を超えない範囲内で環境庁

長官が定める期間）を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4　環境庁長官は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

5　届出をした者は、届出をした日から起算して三十日（第三項の規定により環境庁長官が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、環境庁長官が国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6　次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

一　非常災害に対する必要な応急措置としての行為

二　通常の管理行為又は軽易な行為で総理府令で定めるもの

三　第三十六条第一項の規定による指定がされた時において既に着手している行為

（措置命令等）

第四十条　環境庁長官は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第三十七条第四項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2　環境庁長官は、第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項の規定に違反した者、第三十七条第七項（第三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第二項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3　環境庁長官は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置をとらないときは、自ら原状回復をし、その他国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

（報告徴収及び立入検査等）

第四十一条　環境庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第三十七条第四項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2　環境庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が国内希少野生動植物種の保存に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3　前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（実地調査）

第四十二条　環境庁長官は、第三十六条第一項、第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2　環境庁長官は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3　第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（公害等調整委員会の裁定）

第四十三条　第三十七条第四項、第三十九条第二項又は第四十条第二項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

2　行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分について、処分庁が誤って審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

（損失の補償）

第四十四条　国は、第三十七条第四項の許可を受けることができないため、同条第七項の規定により条件を付されたため又は第三十九条第二項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2　前項の補償を受けようとする者は、環境庁長官にその請求をしなければならない。

3　環境庁長官は、前項の請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

4　前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から起算して三月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。

5　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第四章　保護増殖事業

（保護増殖事業計画）

第四十五条　環境庁長官及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長（第三項において「環境庁長官等」という。）は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

2　前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき国内希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3　環境庁長官等は、第一項の保護増殖事業計画を定めたときは、その概要を官報で公示し、かつ、その保護増殖事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4　第一項及び前項の規定は、第一項の保護増殖事業計画の変更について準用する。

（認定保護増殖事業等）

第四十六条　国は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2　地方公共団体は、その行う保護増殖事業であってその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合するものについて、環境庁長官のその旨の確認を受けることができる。

3　国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保

護増殖事業計画に適合している旨の環境庁長官の認定を受けることができる。

4　環境庁長官は、前項の認定をしたときは、総理府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第四十八条第二項又は第三項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

第四十七条　認定保護増殖事業等（国の保護増殖事業、前条第二項の確認を受けた保護増殖事業及び同条第三項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。）は、第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

2　認定保護増殖事業等として実施する行為については、第九条、第三十七条第四項及び第十項、第三十八条第四項、第三十九条第一項並びに第五十四条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

3　生息地等保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護増殖事業等として実施される給餌設備その他の保護増殖事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。

4　環境庁長官は、前条第三項の認定を受けて保護増殖事業を行う者に対し、その保護増殖事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第四十八条　第四十六条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けて保護増殖事業を行う者は、その保護増殖事業を廃止したとき、又はその保護増殖事業を第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を環境庁長官に通知しなければならない。

2　環境庁長官は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第四十六条第二項の確認又は同条第三項の認定を取り消すものとする。

3　環境庁長官は、第四十六条第三項の認定を受けた保護増殖事業が第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護増殖事業を行う者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第四項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第五章　雑則

（調査）

第四十九条　環境庁長官は、野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、この法律に基づく命令の改廃、この法律に基づく指定又はその解除その他この法律の適正な運用に活用するものとする。

（取締りに従事する職員）

第五十条　環境庁長官又は農林水産大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第八条、第十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第十四条、第十八条、第十九条第一項、第三十五条、第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条第一項に規定する権限（農林水産大臣にあっては、第十一条第三項において準用する同条第一項及び第十九条第一項に規定する権限に限る。）の一部を行わせることができる。

2　前項の規定により環境庁長官又は農林水産大臣の権限の一部を行う職員（次項において「希少野生動植物種保存取締官」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　前二項に規定するもののほか、希少野生動植物種保存取締官に関し必要な事項は、政令で定める。

（希少野生動植物種保存推進員）

第五十一条　環境庁長官は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に熱意と識見を有する者のうちから、希少野生動植物種保存推進員を委嘱することができる。

2　希少野生動植物種保存推進員は、次に掲げる活動を行う。

一　絶滅のおそれのある野生動植物の種が置かれている状況及びその保存の重要性について啓発をすること。

二　絶滅のおそれのある野生動植物の種の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。

三　希少野生動植物種の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ希少野生動植物種の保存のため必要な助言をすること。

四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

3　希少野生動植物種保存推進員は、名誉職とし、その任期は三年とする。

4　希少野生動植物種保存推進員が希少野生動植物種の個体に関する調査で総理府令で定めるもののためにする捕獲等については、第九条の規定は、適用しない。

5　環境庁長官は、希少野生動植物種保存推進員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、又はこの法律の規定に違反し、その他希少野生動植物種保存推進員たるにふさわしくない非行があったときは、これを解嘱することができる。

（負担金の徴収方法）

第五十二条　環境庁長官が第四十条第三項の規定により、又は通商産業大臣等が第十六条第三項の規定により費用を負担させようとするときは、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、その負担させようとする費用（以下この条において「負担金」という。）の額及びその納付期限を定めて、文書でその納付を命じなければならない。

2　環境庁長官又は通商産業大臣等は、前項の納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、督促状で期限を指定して督促しなければならない。

3　環境庁長官又は通商産業大臣等は、前項の規定による督促をしたときは、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、負担金の額に、年十四・五パーセントを超えない割合を乗じて、第一項の納付期限の翌日からその負担金の完納の日又はその負担金に係る財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。

4　環境庁長官又は通商産業大臣等は、第二項の規定による督促を受けた者が、同項の督促状で指定した期限までにその納付すべき負担金及びその負担金に係る前項の延滞金（以下この条において「延滞金」という。）を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、その負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5　延滞金は、負担金に先立つものとする。

（地方公共団体に対する助言その他の措置）

第五十三条　国は、地方公共団体が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言その他の措置を講ずるように努めなければならない。

（国等に関する特例）

第五十四条　国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業については、第八条、第九条、第十二条第一項、第三十五条、第三十七条第四項及び第十項、第三十八条第四項、第三十九条第一

項、第四十条第一項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2　国の機関又は地方公共団体は、第九条第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、第十二条第一項第二号から第六号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動植物種の個体の譲渡し等をしようとするとき、又は第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、総理府令で定める場合を除き、あらかじめ環境庁長官に協議しなければならない。

3　国の機関又は地方公共団体は、第三十七条第八項の規定により届出をして引き続き同条第四項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第十項若しくは第三十九条第一項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、総理府令で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、環境庁長官にその旨を通知しなければならない。

（権限の委任）

第五十五条　この法律に定める環境庁長官の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

（経過措置）

第五十六条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（総理府令への委任）

第五十七条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章　罰則

第五十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第九条、第十二条第一項、第十五条第一項又は第三十七条第四項の規定に違反した者

二　第十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第十四条、第十六条第一項若しくは第二項又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者

第五十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第五項（同条第十一項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第三十七条第七項の規定により付された条件に違反した者

二　第十八条又は第三十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三　偽りその他不正の手段により第二十条第一項の登録を受けた者

四　第三十八条第四項の規定に違反した者

第六十条　第二十五条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条又は第三十九条第五項の規定に違反した者

二　第三十条第一項又は第二項の規定による届出をしないで特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者

三　第三十八条第五項において準用する第三十七条第七項の規定により付された条件に違反した者

四　第三十九条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者

五　第三十九条第二項の規定による命令に違反した者

第六十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

二　第十九条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三　偽りその他不正の手段により第二十条第四項（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付を受けた者

四　第二十一条、第二十二条第一項又は第三十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第三十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六　第四十一条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

七　第四十二条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第六十三条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第二十四条第四項の許可を受けないで登録関係事務の全部を廃止したとき。

二　第二十七条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第六十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条、第五十九条、第六十一条又は第六十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第一章並びに附則第九条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律等の廃止）

第二条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（昭和四十七年法律第四十九号）

二　絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第五十八号）

（経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（以下「旧鳥類法」という。）第三条第一項ただし書の規定によりされている許可又は前条の規定による廃止前の絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律（以下「旧野生動植物法」という。）第三条第一項第一号の規定によりされている許可は、第十三条第一項の許可とみなす。

第四条　この法律の施行の際現に旧野生動植物法第六条第一項の登録を受けている旧野生動植物

法第二条第一項の希少野生動植物（以下「希少野生動植物」という。）で国際希少野生動植物種の個体であるものは第二十条第一項の登録を受けているものと、当該個体に係る旧野生動植物法第六条第三項又は第五項（旧野生動植物法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付された登録票は第二十条第三項の規定により交付された登録票とみなす。

第五条　前二条に規定するもののほか、旧鳥類法若しくは旧野生動植物法の規定により環境庁長官がした処分その他の行為又は旧野生動植物法の規定により環境庁長官に対してされている許可若しくは登録若しくは登録票の再交付の申請は、この法律の相当規定に基づいて環境庁長官がした処分その他の行為又は環境庁長官に対してされている許可若しくは登録若しくは登録票の再交付の申請とみなす。

第六条　この法律の施行前に、旧野生動植物法第六条第一項の登録を受けた希少野生動植物を譲り受け、又はその引渡しを受けた者に係る環境庁長官への届出及び当該登録を受けた希少野生動植物を所持する者で旧野生動植物法第八条第一項各号のいずれかに該当するに至ったものに係る登録票の返納については、なお従前の例による。

第七条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によるものとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正）

第八条　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号に次のように加える。

ワ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第　号）第四十三条第一項

第一条第一項第三号及び同条第二項を削る。

第二条第一項中「前条第一項第二号の裁定及び同項第三号の裁決」を「前条第二号の裁定」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十五条第一項中「第一条第一項第二号」を「第一条第二号」に改め、同項ただし書中「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

第四十五条第一項中「左に」を「次に」に、「基く」を「基づく」に、「自然環境保全法」を「自然環境保全法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　第一項の規定により絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、国内希少野生動植物種の保存のため必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

7　前項の規定により国内希少野生動植物種の保存のために定められた事項は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定の適用については、同法第三十七条第七項（同法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件とみなす。

第五十八条の二中「第一条第一項各号」を「第一条各号」に改める。

（自然環境保全法の一部改正）

第九条　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「及び絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第五十八号）」を「、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第五十八号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第　号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種をいう。）」に改める。

（環境庁設置法の一部改正）

第十二条　環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「及び絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第五十八号）」を「、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第五十八号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第　号）」に改める。

第十三条　環境庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「、特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（昭和四十七年法律第四十九号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第　号）」を削る。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十四条　農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第百六十一号の次に次の一号を加える。

百六十一の二　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第　号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

第二十九条中「第百六十二号」を「第百六十一号の二」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十五条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第　号）の施行に関すること。

第二十九条中「第百六十二号」を「第百六十一号の二」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十五条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第　号）の施行に関すること。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、希少野生動植物種の個体の捕獲、譲渡等の規制及び国内希少野生動植物種の個体の生

息地等の保護等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　定義

㈠「希少野生動植物種」とは、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種等をいう。

㈡「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。

㈢「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。

2　希少野生動植物種保存基本方針

内閣総理大臣は、絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する基本構想、希少野生動植物種の選定等に関する基本的な事項を希少野生動植物種保存基本方針として閣議決定する。

3　個体の取扱いに関する規制

㈠　捕獲等の規制

希少野生動植物種の個体は、原則として、捕獲、譲渡及び輸出入等をしてはならない。

㈡　国際希少野生動植物種の個体の登録

(1)　国際希少野生動植物種の個体について、その譲渡等が適正に行われるよう、個体の登録制度を実施する。

(2)　個体の登録事務の一部を環境庁長官が指定する公益法人（指定登録機関）に行わせることができる。

4　生息地等保護区に関する規制

環境庁長官は、国内希少野生動植物種の個体の生息地・生育地及びこれらと一体的に保護すべき区域であって、その個体の分布状況等を勘案してその種の保存のために重要と認められるものについて、指針を定め、所要の手続きを経て、生息地等保護区に指定する。

㈠　管理地区

(1)　管理地区

生息地等保護区のうち、国内希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認める区域を、所要の手続きを経て、管理地区として指定し、工作物の設置及び木竹の伐採等の行為について許可制とする。

(2)　立入制限地区

環境庁長官は、管理地区内において、土地の所有者及び正当な占有者の同意を得て、立入制限地区を指定することができる。

㈡　監視地区

生息地等保護区のうち管理地区以外の区域は監視地区とし、工作物の設置等の行為について届出制とする。

5　保護増殖事業

㈠　環境庁長官等は、国内希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業計画を定める。

㈡　国、地方公共団体又は民間が行う保護増殖事業について必要な措置を定める。

6　施行期日及び既存法律の廃止等

㈠　この法律は、平成五年四月一日から施行する。

㈡　「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」及び「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律」を廃止する。

㈢　その他所要の規定の整備を行う。

二　議案の可決理由

野生動植物が、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであること等にかんがみ、本邦及び本邦以外の地域における絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図る本案の措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成四年四月二十一日

環境委員長　小杉　隆

衆議院議長　櫻内　義雄殿

［別紙］

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、野生動植物の保護は、国民的関心事であることを踏まえ、さらに我が国の国際的使命の重要性にかんがみ、国際協力及び国際貢献の一環としての野生動植物の種の保存活動に資することを目的として、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一　「希少野生動植物種」及び「生息地等保護区」の選定に当たっては、国の内外また官民を問わず、有識者並びに各種機関の知見を積極的に徴すること。

一　昭和六十二年、「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案」審議に際し、本委員会が採択した附帯決議を踏まえ、「国際希少野生動植物種」は、ワシントン条約附属書Ⅰの種に限定することなく、同条約の効果的実施に資するよう、その範囲を定めること。

一　「国際希少野生動植物種」として指定された種の個体については、部分及び派生物並びにそれらの加工品まで規制対象にするよう検討すること。

一　国庫に帰属した生きた「国際希少野生動植物種」の個体につき、原産国への返還を含め、必要な措置をとること。

一　「国際希少野生動植物種」で、学術研究を目的として輸入された個体及びその次世代以降の個体について、ワシントン条約の趣旨に沿った利用が行われるようその取り扱いに関する基準を設けること。

一　「国内希少野生動植物種」の「保護増殖事業」については、個体の増殖、生息環境の維持及び管理等を積極的に行うとともに、地方公共団体及び民間団体が行う保護増殖事業に対する技術的支援を行うこと。

一　希少野生動植物を始めとする野生動植物の種の保存のために必要な措置を適切に実施するための体制の整備に努めるとともに、科学的調査、研究を強化すること。

一　絶滅のおそれのある野生動植物の種の現状を把握し、国民に対する普及啓発に積極的に努めるとともに、本邦内外の希少野生動植物を含む野生動植物の種の保存に関して、環境教育の視点からも積極的に取り組むこと。

一　生物の多様性の重要性にかんがみ、海外の野生動植物の種を保存するため、原産国における個体及び生息環境の保護等に関し必要な技術、人材の育成その他の国際協力を推進すること。

一　関係省庁及び地方公共団体等は、連携を密にし、野生動植物の種の保存の一層の推進を図ること。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成四年三月十三日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件

いて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理　由

政府は、日本国とルクセンブルグ大公国との間における所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、平成四年三月五日にルクセンブルグで、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約

日本国政府及びルクセンブルグ大公国政府は、所得に対する租税及びある種の他の租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1　この条約は、次の租税について適用する。

(a)　ルクセンブルグ大公国においては、

(i)　個人所得税

(ii)　法人税

(iii)　法人の役員報酬に対する税

(iv)　財産税

(v)　地方営業税

(b)　日本国においては、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

2　この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの（国税であるか地方税であるかを問わない。）についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「ルクセンブルグ」とは、ルクセンブルグ大公国をいい、また、地理的意味で用いる場合には、ルクセンブルグ大公国の領域をいう。

(b)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はルクセンブルグをいう。

(d)　「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はルクセンブルグの租税をいう。

(e)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h)　「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びにいずれか一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがいずれか一方の締約国の租税に関し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(i)　「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j)　「権限のある当局」とは、

(i)　ルクセンブルグについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii)　日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2　一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

1　この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則によるものとする。

(a)　当該個人は、その人的及び経済的関係が最も密接な締約国（重要な利害関係の中心がある国）の居住者とみなす。

(b)　その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c)　その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

(d)　当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

第五条

1　この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2　「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a)　事業の管理の場所

(b)　支店

(c)　事務所

(d)　工場

(e)　作業場

(f)　鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3　建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事は、十二箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4　1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a)　企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b)　企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c)　企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかいないかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ルクセンブルグの企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でルクセンブルグにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国の企業の利得に算入して当該他方の締約国の企業に対して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他

方の締約国において租税を課することができる。

2　1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a)　当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b)　その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3　この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4　1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3　2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によって保証された債権、これらによって保険に付された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4　3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a)　ルクセンブルグについては、

(i)　国立信用投資公社

(ii)　ルクセンブルグ政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

(b)　日本国については、

(i)　日本銀行

(ii)　日本輸出入銀行

(iii)　海外経済協力基金

(iv)　国際協力事業団

(v)　日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

5　この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

6　1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7　利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8　利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3　この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及

び船舶又は航空機の使用船契約に基づいて受領する料金をいう。

4　1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5　使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6　使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条

1　一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3　一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4　一方の締約国の居住者がこの条の1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であって他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十四条

1　一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1　次条、第十八条、第十九条及び第二十一条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b)　報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c)　報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3　1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1　第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2　一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によって行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十八条

1　次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　1の規定にかかわらず、老齢、心身障害及び遺族に係る年金保険に関する千九百八十七年七月二十七日の法律又はその修正若しくはそれへの追加としてルクセンブルグにおいて将来制定

されることのあるその他の法律に基づいて日本国の居住者に支払われる年金その他これに類する報酬に対しては、ルクセンブルグにおいて租税を課することができる。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

第二十一条

1 一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため当該一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間滞在する個人であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であったものは、その教育又は研究に係る報酬でその者が当該他方の締約国において租税を課されるものにつき、当該一方の締約国において租税を免除される。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十二条

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであって前各条に規定のないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第二十三条

1 第六条2に定義する不動産である財産で、一方の締約国の居住者が所有し、かつ、他方の締約国に存在するものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国においてその用に供している固定的施設に係る財産（不動産を除く。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国の企業が所有し、かつ、国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）については、他方の締約国の租税を免除する。

4 一方の締約国の居住者が所有するその他のすべての財産については、他方の締約国の租税を免除する。

第二十四条

1 ルクセンブルグにおいては、二重課税は、次のとおり除去される。

(a) ルクセンブルグの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課される所得を取得し又は日本国に存在する財産で日本国において租税を課されるものを所有する場合には、ルクセンブルグは、(b)及び(c)の規定が適用される場合を除くほか、当該所得又は当該財産について租税を免除する。

(b) ルクセンブルグの居住者が第十条から第十二条まで、第十三条4及び第二十二条3の規定に従って日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ルクセンブルグは、日本国において納付される租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国において取得される所得に対応する部分を超えないものとする。

(c) ルクセンブルグの居住者が取得する所得又は所有する財産についてこの条約の規定に従ってルクセンブルグにおいて租税が免除される場合には、ルクセンブルグは、当該居住者の残余の所得又は財産に対する租税の額の算定に当たっては、その免除された所得又は財産を考慮に入れることができる。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従ってルクセンブルグにおいて租税を課される所得をルクセンブルグにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるルクセンブルグの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) ルクセンブルグにおいて取得される所得が、ルクセンブルグの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるルクセンブルグの租税を考慮に入れるものとする。

第二十五条

この条約の所得に対する課税に関する規定は、ルクセンブルグの千九百二十九年七月三十一日の所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

法律及び千九百三十八年十二月十七日の政令（その後に行われたこれらの法令の改正を含む。）の適用を受ける持株法人（ルクセンブルグの法律に基づいて同様の租税上の特別な待遇を享受するその他の法人で両締約国の政府間で合意するものを含む。）については、適用しない。この条約のこれらの規定は、日本国の居住者がこれらの法人から取得する所得についても、適用しない。

第二十六条

1　一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3　第九条1、第十一条8又は第十二条6の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4　一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5　この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十七条

1　いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2　権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3　両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4　両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十八条

1　両締約国の権限のある当局は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）を実施するために必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をこれらの目的のためにのみ使用することができる。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

2　1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十九条

1　各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

2　1の規定は、いかなる場合にも、いずれの締約国に対しても、1の租税を徴収するよう努める締約国の規則及び慣行に抵触し又は当該締約国の公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第三十条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第三十一条

1　この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2　この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a)　ルクセンブルグにおいては、

(i)　この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に源泉徴収される租税

(ii)　この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得及び財産に対するその他の租税

(b)　日本国においては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

第三十二条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a)　ルクセンブルグにおいては、

(i)　終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に源泉徴収される租税

(ii)　終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得及び財産に対するその他の租税

(b)　日本国においては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十二年三月五日にルクセンブルグで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
矢田部厚彦

ルクセンブルグ大公国政府のために
J・ポース

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

我が国は、ルクセンブルグ大公国との間で平成三年九月から租税条約の締結について交渉を行ってきたが、合意に達したので、平成四年三月五日ルクセンブルグにおいて本条約に署名を行った。

本条約は国際的な二重課税を可能な限り回避又は排除することを目的としたもので、近年我が国が締結した租税条約とほぼ同様のものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　この条約が適用される租税は、日本においては所得税、法人税及び住民税、ルクセンブルグにおいては個人所得税、法人税、法人の役員報酬に対する税、財産税及び地方営業税とすること。

2　不動産から取得する所得に対しては、不動産所在地国において課税することができること。

3　事業所得に対しては、企業が相手国内に恒久的施設を有し、かつ、その恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税されること。

4　船舶又は航空機による国際運輸業からの所得に対しては、企業の居住地国においてのみ課税されること。

5　配当に対しては、その配当の源泉地国においても課税することができるが、親子会社間の配当に対する税率は、配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、五パーセントを超えないものとし、その他のすべての場合には、十五パーセントを超えないこと。

6　利子及び使用料に対しては、源泉地国においても課税することができるが、その税率は、十パーセントを超えないこと。

7　不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る動産の譲渡収益に対しては、当該不動産の所在地国において課税することができること。

8　自由職業者、給与所得者、学生、教授及び芸能人等の人的役務所得に対しては、それぞれの課税原則に基づいて課税すること。

9　二重課税の排除方法は、我が国においては、外国税額控除方式により、ルクセンブルグにおいては、一定の所得を除き国外所得免除方式とすること。

10　両国は、この条約に基づく租税の免除又は税率の軽減を受ける権利を有しない者によって享受された場合には、相手国が課する租税を徴収するよう努めること。

なお、本条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、我が国においては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以降に開始する各課税年度の所得、また、ルクセンブルグにおいては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以降に源泉徴収される租税並びにこの条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以降に開始する各課税年度の所得及び財産に対するその他の租税について適用することになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国とルクセンブルグとの間での各種所得等に対する課税権の調整が図られることになり、両国間の経済及び文化の面での交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成四年四月二十二日

外務委員長　麻生　太郎

衆議院議長　櫻内　義雄殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成四年三月十三日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日本国政府及びノールウェー王国政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1　この条約は、次の租税について適用する。

(a)　日本国においては、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　ノールウェーにおいては、

(i)　国税である所得税

(ii)　県税である所得税

(iii)　市税である所得税

脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理　由

政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約について、その整備を図るため、全面的な改正を行うこととし、平成四年三月四日にオスロで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することといたしたいが、これが、この案件を提出する理由である。

(iv) 国税である租税平衡基金に対する分担金

(v) 海底の石油資源の探査及び開発並びにこれらに関連する活動及び作業（生産された石油のパイプライン輸送を含む。）についての国税である所得税

(vi) 国税である非居住者芸能人の報酬に対する賦課金

（以下「ノールウェーの租税」という。）

2　この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)「ノールウェー」とは、ノールウェー王国をいい、ノールウェー王国の領海の外側に位置する水域でノールウェー王国が国際法に基づき、かつ、ノールウェーの国内法に従って海底及びその下（これらに存在する天然資源を含む。）に関する自らの権利を行使することができるものを含む。ただし、スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にあるノールウェーの属領を含まない。

(c)「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はノールウェーをいう。

(d)「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はノールウェーの租税をいう。

(e)「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h)「国民」とは、

(i) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(ii) ノールウェーについては、ノールウェーの国籍を有するすべての個人及びノールウェーにおいて施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体をいう。

(i)「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j)「権限のある当局」とは、

(i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) ノールウェーについては、財務関税大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2　一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

1　この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則によるものとする。

(a) 当該個人は、その人的及び経済的関係が最も密接な締約国（重要な利害関係の中心がある国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

1　この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2　「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事業所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3　建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督若しくはコンサルタントの活動は、十二箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4　1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5　1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動（事業を

行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。

6　企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7　一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1　一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかいないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3　1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4　1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1　一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3　恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4　2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5　恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6　1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7　他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条

1　一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　1の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

3　一方の締約国の企業が国際運輸に使用されるコンテナー及びその運送のための関連設備の使用から取得する利得については、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4　この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、日本国において課する事業税及びノールウェーにおいて課する資本税について準用する。

第九条

1(a)　一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b)　同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2　一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該一方の締約国は、適当な場合には、その利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行うことができる。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条

1　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a)　当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b)　その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3　この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4　1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3　2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によって保証された債権、これらによって保険に付された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4　3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a)　日本国については、

(i)　日本銀行

(ii)　日本輸出入銀行

(iii)　海外経済協力基金

(iv)　国際協力事業団

(v)　日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

(b)　ノールウェーについては、

(i)　ノールウェー中央銀行

(ii)　ノールウェー輸出信用保証機関

(iii)　ノールウェー政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

5　この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

6　1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7　利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8　利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3　この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4　使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5　1、2及び4の規定は、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム及びテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡

から生ずる収入についても、同様に適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

6　1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料若しくは収入の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7　使用料又は収入の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料若しくは収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条

1　一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3　一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4　一方の締約国の居住者が国際運輸に使用されるコンテナー及びその運送のための関連設備の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

5　一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であって他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十四条

1　一方の締約国の居住者である個人が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が継続するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じ当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1　次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　報酬の受領者が継続するいかなる十二箇月の期間においても合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b)　報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c)　報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3　1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1　第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われ、かつ、いずれかの締約国若しくはいずれかの締約国の地方政府若しくは地方公共団体の公的資金又はいずれかの締約国の特別の法人若しくは非営利団体の資金により実質的に賄われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2　一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によって行われる活動であって、いずれかの締約国若しくはいずれかの締約国の地方政府若しくは地方公共団体の公的資金又はいずれかの締約国の特別の法人若しくは非営利団体の資金により実質的に賄われるものから生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、

当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、次の(i)又は(ii)に該当する場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) (a)の個人が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合

(ii) 退職年金を支払う当該一方の締約国において当該退職年金に対して租税を課されない場合

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国において租税を免除される。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

第二十一条

1 この条の規定は、この条約の他の規定にかかわらず、この条に定める活動又は所得について適用する。

2 (a) 一方の締約国の居住者で他方の締約国の海底及びその下に存在する天然資源の探査又は開発に関連して当該他方の締約国内の沖合において活動を行う者は、当該活動に関し、当該他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、当該恒久的施設を通じて事業を行うものとされ、又は当該他方の締約国内に固定的施設を有するものとされる。

(b) (a)の規定は、当該活動が、継続するいかなる十二箇月の期間においても合計三十日を超えない期間行われるものである場合には、適用しない。この(b)の規定の適用上、

(i) 一の企業が当該他方の締約国内において行う活動は、その活動が当該一の企業と連携を有する他の企業の当該他方の締約国内における活動に関連する場合には、当該他の企業により行われたものとみなされる。

(ii) 一の企業が他の企業により直接若しくは間接に支配されている場合には、両企業は、相互に連携を有しているものとされる。

(c) (a)の規定は、一方の締約国の企業が他方の締約国の海底及びその下に存在する天然資源の探査若しくは開発に関連する活動が行われている地点への若しくはこれらの地点の間における物品若しくは人員の輸送を行う場合又は当該一方の締約国の企業がそのような活動に付随して引き船その他の船舶を運用する場合には、適用しない。この場合には、その輸送又は引き船その他の船舶の運用から生ずる利得に対しては、当該企業が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

3 (a) 一方の締約国の居住者が他方の締約国の海底及びその下に存在する天然資源の探査又は開発に関連する勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該勤務が当該他方の締約国内の沖合において行われるものである場合には、当該勤務が当該年を通じて合計三十日を超える期間行われることを条件として、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(b) (a)の規定は、一方の締約国の居住者が他方の締約国の海底及びその下に存在する天然資源の探査若しくは開発に関連する活動が行われている地点への若しくはこれらの地点の間における物品若しくは人員の輸送を行う船舶若しくは航空機内において行われる勤務又はそのような活動に付随して運用される引き船その他の船舶内において行われる勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬については、適用しない。この場合には、これらの報酬に対しては、その航空機及び引き船その他の船舶を運用する企業が居住者である締約国において租税を課することができる。

第二十二条

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであって前各条に規定のないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第二十三条

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従ってノールウェーにおいて租税を課される所得をノールウェーにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるノールウェーの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) ノールウェーにおいて取得される所得が、ノールウェーの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行

うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるノールウェーの租税を考慮に入れるものとする。

2　ノールウェー外の領域において納付される租税をノールウェーの租税から控除することに関するノールウェーの法令の規定に従い、

(a)　ノールウェーの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ノールウェーは、日本国において納付される租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国において租税を課される所得に対応する部分を超えないものとする。

(b)　ノールウェーの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従ってノールウェーにおいて租税が免除される場合には、ノールウェーは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たっては、その免除された所得を考慮に入れることができる。

第二十四条

1　一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3　第九条1、第十一条8又は第十二条7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4　一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5　この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十五条

1　いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2　権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3　両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4　両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

1　両締約国の権限のある当局は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）を実施するために必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をこれらの目的のためにのみ使用することができる。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

2　1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十七条

1　各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

2　1の規定は、いかなる場合にも、いずれの締約国に対しても、1の租税を徴収するよう努める締約国の規則及び慣行に抵触し又は当該締約国の公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第二十八条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条

1　この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2　この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

3　千九百六十七年五月十一日にオスロで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について

約は、2の規定に従ってこの条約が適用される所得につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

第三十条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十二年三月四日にオスロで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
沢井昭之

ノールウェー王国政府のために
ヘルゲ・ヴィンデネス

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約第七条の規定は、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用又は使用の権利の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受領する料金に対して適用する。

2　条約第十五条に関し、ノールウェー、デンマーク及びスウェーデンの共同航空運送事業体であるスカンディナヴィア航空企業組織（SAS）が国際運輸に運用する航空機内において行われる勤務に係る報酬をノールウェーの居住者が取得する場合には、当該報酬に対しては、ノールウェーにおいてのみ租税を課することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十二年三月四日にオスロで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
沢井昭之

ノールウェー王国政府のために
ヘルゲ・ヴィンデネス

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

我が国は、ノールウェーとの間に昭和四十二年五月に署名された現行の租税条約に代わる新たな租税条約を締結するため、平成三年十一月から交渉を行ってきたが、合意に達したので、平成四年三月四日オスロにおいて本条約に署名を行った。

本条約は、国際的な二重課税を可能な限り回避又は排除することを目的としたもので、近年我が国が締結した租税条約とほぼ同様のものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　この条約が適用される租税は、日本においては所得税、法人税及び住民税、ノールウェーにおいては国税、県税及び市税である所得税、国税である租税平衡基金に対する分担金、海底の石油資源の探査・開発に関連する活動及び作業についての国税である所得税、国税である非居住者芸能人の報酬に対する賦課金とすること。

2　不動産から取得する所得に対しては、不動産所在地国において課税することができること。

3　事業所得に対しては、企業が相手国内に恒久的施設を有し、かつ、その恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税されること。

4　船舶又は航空機による国際運輸業からの所得に対しては、企業の居住地国においてのみ課税されること。

5　配当に対しては、その配当の源泉地国においても課税することができるが、親子会社間の配当に対する税率は、配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、五パーセントを超えないものとし、その他のすべての場合には、十五パーセントを超えないこと。

6　利子及び使用料に対しては、源泉地国においても課税することができるが、その税率は、十パーセントを超えないこと。

7　不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る動産の譲渡収益に対しては、当該不動産の所在地国において課税することができること。

8　自由職業者、給与所得者、学生及び芸能人等の人的役務所得に対しては、それぞれの課税原則に基づいて課税すること。

9　相手国の沖合において三十日を超えて行われる天然資源の探査・開発活動に係る所得に対しては、相手国において課税することができること。

10　二重課税の排除方法は、両国ともに外国税額控除方式によること。

11　両国は、この条約に基づく租税の免除又は税率の軽減を受ける権利を有しない者によって享受された場合には、相手国が課する租税を徴収するよう努めること。

なお、本条約は、批准書交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、両締約国において、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用することになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国とノールウェーとの間の二重課税回避の制度が更に整備され、両国間の経済及び文化の面での交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成四年四月二十二日

外務委員長　麻生　太郎

衆議院議長　櫻内　義雄殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成四年三月十三日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約

を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理　由

政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約について、配当に対する限度税率に関する規定を改めるとともに、当局間の情報交換及び租税の徴収共助に関する規定を加えるため、平成四年三月四日にヘーグで、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書に署名した。よって、この議定書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書

日本国政府及びオランダ王国政府は、

千九百七十年三月三日にヘーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約（以下「条約」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

条約第十一条3を次のように改める。

3　2の規定にかかわらず、一方の国の居住者である法人が他方の国の居住者に支払う配当に対して当該一方の国において課される租税の額は、当該配当の受領者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の金額の五パーセントを超えないものとする。

第二条

条約第二十六条の次に次の二条を加える。

第二十六条のA

1　両国の権限のある当局は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する両国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）を実施するために必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の国が受領した情報は、当該一方の国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をこれらの目的のためにのみ使用することができる。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

2　1の規定は、いかなる場合にも、一方の国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の国又は他方の国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の国又は他方の国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十六条のB

1　各国は、この条約に基づいて他方の国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の国が課する租税を徴収するよう努める。ただし、その者が当該特典を受ける権利を有しないことについて両国の権限のある当局の間に合意があることを条件とする。当該他方の国が課する租税の徴収を行う国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の国に対して責任を負う。

2　1の規定は、いかなる場合にも、いずれの国に対しても、一方若しくは双方の国の規則及び慣行に抵触し又は一方若しくは双方の国の公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第三条

1　この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2　この議定書は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、双方の国において、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

3　この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十二年三月四日にヘーグで、ひとしく正文である日本語、オランダ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
藤田公郎

オランダ王国政府のために
M・J・J・ファン・アメルスフォールト

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

我が国とオランダとの間には、昭和四十五年三月に署名された現行の租税条約が締結されているが、平成元年六月、オランダ側より、親子関係にある法人間の配当に対して源泉地国として我が国が行う課税の限度税率に係る規定を改正する提案が行われ、平成三年十一月から交渉を行ってきたが、合意に達したので、平成四年三月四日ヘーグにおいて本議定書に署名を行った。

本議定書の主な内容は次のとおりである。

1　親子会社間の配当に対して源泉地国が行う課税の限度税率に関する規定を改正し、両国において等しく五パーセントとすること。

2　条約の実施等のための情報交換に関する規定を新たに設けること。

3　条約に基づく租税の免除又は税率の軽減を受ける権利を有しない者によって享受されないために、相手国が課する租税の徴収共助に関する規定を新たに設けること。

なお、本議定書は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、双方の国において、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用することになっている。

よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本議定書を締結することは、我が国とオランダとの間の二重課税回避の制度が更に整備さ

れ、両国間の経済及び文化の面での交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成四年四月二十二日

外務委員長　麻生　太郎

衆議院議長　櫻内　義雄殿

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

右

国会に提出する。

平成四年三月十日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会（以下「大会」という。）の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

（寄附金付郵便葉書等の発行の特例）

第二条　お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、組織委員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

（組織委員会の職員に係る退職手当の特例等）

第三条　組織委員会の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

2　組織委員会又は組織委員会の職員は、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなして、それぞれ国家公務員等共済組合法第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法第百四十条の規定を適用する。

3　組織委員会の理事、監事及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

長野オリンピック冬季競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、長野オリンピック冬季競技大会（以下「大会」という。）の円滑な準備及び運営に資するため、政府による支援の一環として必要な特別措置について定めようとするもので、その内容は次のとおりである。

1　この法律は、平成十年に開催される大会の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものとすること。

2　郵政省は、財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として、寄附金付郵便葉書等を発行することができることとすること。

3　国家公務員又は地方公務員である者が組織委員会の職員となり、再び公務員に復帰した場合等における退職手当等の算定基礎となる在職期間について必要な特例を設けること。

4　組織委員会の理事、監事及び職員は、刑法等の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。

5　この法律は、公布の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成四年四月二十二日

文教委員長　伊藤　公介

衆議院議長　櫻内　義雄殿

〔別紙〕

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、次の事項について特段の配慮を行うべきである。

一　オリンピックが、スポーツの発展を通じて諸国民の健康増進に資するだけでなく、諸民族の相互理解を進めるとともに世界平和に貢献してきたものであることにかんがみ、長野オリンピック冬季競技大会への国による援助その他の効果的な支援に最大限の努力を行うこと。

二　競技力の向上に励むスポーツ選手は、スポーツを愛する広範な国民の模範となり、ひいては国民のスポーツへの関心を高めるものであることにかんがみ、国は、生涯スポーツの振興はもとより、競技スポーツ振興についても、財政その他の支援に努めること。

三　オリンピック憲章からアマチュアリズムが除かれたことや、オリンピックの商業化が指摘されること、さらにサッカーのようにワールドカップをよりハイレベルの競技会とする国際的・時代的認識が生まれていることなどを踏まえ、競技スポーツのあり方及び国・自治体の競技スポーツへの関与のあり方につき、継続的かつ総合的な研究に努めること。

四　日本体育協会や各競技スポーツ連盟が、スポーツを愛好する国民を広範に組織する団体であることにかんがみ、その運営や役員選考等に当たっては、国民各層の意見が反映できるよう配慮すること。

中小企業流通業務効率化促進法案

右国会に提出する。

平成四年三月十日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

中小企業流通業務効率化促進法

（目的）

第一条　この法律は、物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化に対処して中小企業者が行う流通業務の効率化のための措置を促進することにより、中小企業の振興を図るとともに、物資の流通の円滑化に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一　資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四　企業組合

五　協業組合

六　事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

2　この法律において「事業協同組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。

3　この法律において「流通業務効率化事業」とは、事業協同組合等又はその構成員たる中小企業者が、当該構成員たる中小企業者の流通業務（荷受け、保管、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）、出荷、道路運送その他の物資の流通に係る業務をいう。以下同じ。）の効率化を図るために実施する事業であって、次に掲げる事業を併せて実施するものをいう。

一　流通業務を行うための施設又は設備を設置する事業

二　前号の施設又は設備を利用して当該構成員たる中小企業者の流通業務の全部又は一部を一体的に行う事業

（基本指針）

第三条　主務大臣は、流通業務効率化事業の実施に関し、基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2　基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一　中小企業の流通業務をめぐる状況に関する事項

二　流通業務効率化事業の内容に関する事項

三　流通業務効率化事業の実施方法に関する事項

四　その他流通業務効率化事業の実施に当たって配慮すべき重要事項

3　主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、通商産業大臣にあっては中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

4　主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（効率化計画の認定）

第四条　事業協同組合等は、流通業務効率化事業についての計画（以下「効率化計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その効率化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　効率化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　流通業務効率化事業の目標

二　流通業務効率化事業の内容

三　流通業務効率化事業の実施時期

四　流通業務効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3　事業協同組合等は、第一項の効率化計画の作成に当たり、事業協同組合等又はその構成員たる中小企業者の取引の相手方その他の関係者の意見を聴く等その協力を得るよう努めなければならない。

4　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その効率化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　第二項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二　第二項第二号から第四号までに掲げる事項が流通業務効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三　事業協同組合等又はその構成員が行おうとする事業が第一種利用運送事業（貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項の第一種利用運送事業をいう。以下同じ。）又は運送取次事業（同法第二条第十項の運送取次事業をいう。以下同じ。）に該当する場合にあっては、当該事業協同組合等又はその構成員が同法第五条第一号から第三号まで

又は第二十六条第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しないこと。

5　主務大臣は、効率化計画につき第一項の認定をしようとするときは、当該事業協同組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

（効率化計画の変更等）

第五条　前条第一項の認定を受けた事業協同組合等（以下「認定組合等」という。）は、当該認定に係る効率化計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、前条第一項の認定に係る効率化計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定組合等若しくはその構成員が認定計画に従って事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第四項の規定は第一項の認定について、同条第五項の規定は第一項の認定及び前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（資金の確保）

第六条　国は、認定組合等又はその構成員たる中小企業者が認定計画に従って事業を実施するために必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

（中小企業信用保険法の特例）

第七条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であって、流通業務効率化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であって、認定組合等又はその構成員たる中小企業者が認定計画に従って事業を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業流通業務効率化促進法第七条第一項に規定する流通業務効率化関連保証（以下「流通業務効率化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項	保険価額の合計額が	流通業務効率化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項、第三条の三第二項	当該保証をした	流通業務効率化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	流通業務効率化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2　普通保険の保険関係であって、流通業務効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、流通業務効率化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業近代化資金等助成法の特例）

第八条　中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であって、認定組合等の構成員たる中小企業者が認定計画に従って設置する設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第九条　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、認定組合等の構成員たる中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が認定計画に従って事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有を行うことができる。

2　前項の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

（減価償却の特例）

第十条　認定組合等のうち第二条第一項第六号に掲げる者であるものは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、認定計画に従って設置する減価償却資産について特別償却をすることができる。

（貨物運送取扱事業法の特例）

第十一条　事業協同組合等又はその構成員であって第一種利用運送事業についての貨物運送取扱事業法第三条第一項の許可（以下「第一種利用運送事業許可」という。）又は運送取次事業についての同法第二十三条の登録（以下「運送取次事業登録」という。）を受けていないものが効率化計画に従って行おうとする事業が第一種利用運送事業又は運送取次事業に該当する場合において、事業協同組合等がその効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該事業協同組合等又はその構成員は、第一種利用運送事業許可又は運送取次事業登録を受けたものとみなす。

2　前項の規定により第一種利用運送事業許可又は運送取次事業登録を受けたものとみなされる者については、当該認定計画のうち貨物運送取扱事業法第四条第一項第三号に掲げる事項に相当する部分を同号の事業計画とみなし、又は当該認定計画のうち同法第二十五条第一項第一号に掲げる事項に相当する部分が登録されたものとみなして、同法の規定を適用する。

3　事業協同組合等又はその構成員であって第一種利用運送事業許可又は運送取次事業登録を受けているもの（第一項の規定により第一種利用運送事業許可又は運送取次事業登録を受けたものとみなされる者を除く。）が効率化計画に従って行おうとする事業が第一種利用運送事業又は運送取次事業に該当し、かつ、これを行うに当たり貨物運送取扱事業法第八条第一項の認可を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をし、又は同法第二十七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第四項の規定による届出をしなければならない場合において、事業協同組合等がその効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該事業協同組合等又はその構成員は、これらの規定により認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

4　認定組合等又はその構成員が認定計画に従って第一種利用運送事業又は運送取次事業を行っている場合において、貨物運送取扱事業法第八条第一項、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項の認可を受け、若しくは同法第八条第三項若しくは第十九条の規定による届出をし、又は同法第二十七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第四項若しくは同法第三十一条第一項から第三項までの規定による届出をしなければならない事項について、認定組合等がその認定計画について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定組合等又はその構成員は、これらの規定により認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

5　認定組合等又はその構成員が認定計画に従って行う第一種利用運送事業又は運送取次事業であって荷主を認定組合等又はその構成員に限定して行うものについては、貨物運送取扱事業法第十一条第一項及び第十二条（これらの規定を同法第二十二条において準用する場合を含む。）又は第二十九条第一項及び第三十条（これらの規定を同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6　認定組合等又はその構成員たる利用運送事業者（貨物運送取扱事業法第三条第一項の許可を受けた者をいう。）が認定組合等又はその構成員たる他の運送事業者と認定計画に従って同法第十四条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定計画に従ってこれを変更したときも、同様とする。

7　第一項の規定により運送取次事業登録を受けたものとみなされる者に係る登録簿への記載その他の手続的事項については、運輸省令で定める。

（貨物自動車運送事業法の特例）

第十二条　認定組合等又はその構成員たる一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けた者をいう。）が認定組合等又はその構成員たる他の運送事業者と認定計画に従って同法第十五条第一項に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同項の認可を受けたものとみなす。認定計画に従ってこれを変更したときも、同様とする。

（関係者の協力）

第十三条　認定組合等又はその構成員たる中小企業者の取引の相手方その他の関係者は、当該認定計画に係る流通業務効率化事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の措置）

第十四条　国及び地方公共団体は、中小企業の流通業務の効率化を促進するため、情報の提供、人材の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　国及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業者に対し、認定計画に係る流通業務効率化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第十五条　主務大臣は、認定組合等及びその構成員に対し、認定計画に係る流通業務効率化事業の実施状況について報告を求めることができる。

（主務大臣）

第十六条　第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本指針のうち、道路運送を一体的に行う事業を含む流通業務効率化事業（当該道路運送を一体的に行う事業及びこれに関連する事業に限る。第三項において同じ。）に係る部分については通商産業大臣及び運輸大臣、その他の部分については通商産業大臣とする。

2　第四条第一項、第四項及び第五項並びに第五条第一項及び第二項における主務大臣は、効率化計画のうち、道路運送を一体的に行う事業を含む流通業務効率化事業に係るものについては通商産業大臣及び運輸大臣、その他の流通業務効率化事業に係るものについては通商産業大臣とする。

3　前条における主務大臣は、流通業務効率化事業の実施状況のうち、道路運送を一体的に行う事業を含む流通業務効率化事業に係るものについては通商産業大臣及び運輸大臣、その他のものについては通商産業大臣とする。

（権限の委任）

第十七条　この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができる。

（罰則）

第十八条　第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正）

第二条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四　中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第　号）第四条第一項の規定による認定を受けた同法第二条第一項第六号に掲げる者が当該認定に係る同法第四条第一項の効率化計画に従つて実施する同法第二条第三項の流通業務効率化事業の用に供する土地で政令で定めるもの

附則第三十二条の三第十三項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同条第十九項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項の表の下欄中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18　指定都市等は、事業所用家屋で中小企業流通業務効率化促進法の施行の日から平成六年三月三十一日までの間に同法第四条第一項の規定による認定を受けた同法第二条第一項第六号に掲げる者（以下本項及び次条第十二項において「認定組合」という。）が当該認定に係る同法第四条第一項の効率化計画に従つて実施する同法第二条第三項の流通業務効率化事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係るものの新築又は増築で当該認定組合が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた日から同日後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二中第二十二項を第二十三項とし、第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十七項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十四項」を「第十五項」に、「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　前条第十八項に規定する施設に係る事業所等において認定組合が行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業に係る同項に規定する政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は前条第一項若しくは第四項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十八条第十一項及び第三十九条第十一項中「附則第三十二条の三第十八項」を「附則第三十二条の三第十九項」に、「附則第三十二条の三第五項から第十七項まで」を「附則第三十二条の三第五項から第十八項まで」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

四十一の二　利用運送事業の許可又は運送取次事業の登録	

を

四十一の二　利用運送事業の許可又は運送取次事業の登録	（注）中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第　号）第十一条第一項の規定により第一種利用運送事業の許可又は運送取次事業の登録を受けたものとみなされる場合における同法第四条第一項の規定による効率化計画の認定は、当該許可又は登録とみなす。

に改める。

別表第一第四十一号の二(一)イ中「許可件数」を「許可又は許可とみなされた件数」に改め、同号(二)中「登録件数」を「登録又は登録とみなされた件数」に改める。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第四条　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七　中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第　号）の施行に関すること。

（運輸省設置法の一部改正）

第五条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三　中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第　号）の施行に関すること。

第四条第一項第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三　中小企業流通業務効率化促進法の規定に基づき、基本指針を定め、及び効率化計画を認定すること。

第四十条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　中小企業流通業務効率化促進法に基づく効率化計画の認定に関すること。

理　由

最近の物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化及びこれにより中小企業の事業活動に支障が生じている状況にかんがみ、中小企業者が行う流通業務の効率化のための措置を促進し、中小企業

の振興を図るとともに、物資の流通の円滑化に資するため、中小企業信用保険法、貨物運送取扱事業法等の特例措置その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業流通業務効率化促進法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中小企業者が行う流通業務の効率化のための共同化を促進し、物資の流通の円滑化に資するための支援措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　定義

「流通業務効率化事業」とは、事業協同組合等又はその構成員たる中小企業者が、当該構成員たる中小企業者の流通業務の効率化を図るために実施する事業であって、流通業務を行うための施設又は設備を設置する事業並びにこれらを利用して当該構成員たる中小企業者の流通業務の全部又は一部を一体的に行う事業を併せて実施するものをいう。

2　基本指針の策定・公表

主務大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見を聴いて流通業務効率化事業の実施に関し、基本指針を定め、公表しなければならない。

3　効率化計画の認定等

㈠　事業協同組合等は、流通業務効率化事業についての効率化計画を作成し、その計画が適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。

㈡　主務大臣は、㈠の認定の申請があった場合において、その計画が基本指針に照らして適切なものであること等一定の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4　中小企業信用保険法の特例

認定組合等（効率化計画の認定を受けた事業協同組合等。以下同じ。）又はその構成員たる中小企業者が認定計画（主務大臣の認定を受けた効率化計画をいう。以下同じ。）に従って事業を実施するために必要な資金に係る債務の保証について、保険の付保限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料の引下げの措置を講ずる。

5　中小企業近代化資金等助成法の特例

中小企業近代化資金等助成法第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であって、認定組合等の構成員たる中小企業者が認定計画に従って設置する設備に係るものについては、償還期間は七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

6　中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社は、認定組合等の構成員たる中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が認定計画に従って事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する新株の引受け等を行うことができる。

7　課税の特例

認定組合等は、租税特別措置法で定めるところにより、認定計画に従って設置する減価償却資産について特別償却をすることができる。

8　貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の特例

㈠　事業協同組合等が第一種利用運送事業又は運送取次事業に該当する内容の効率化計画の認定等を受けたときは、事業協同組合等又はその構成員は、第一種利用運送事業についての許可、事業計画の変更の認可又は運送取次事業についての登録若しくは変更登録を受けたものとみなす等の特例を設ける。

㈡　認定組合等又はその構成員が認定計画に従って行う第一種利用運送事業又は運送取次事業に該当する事業であって荷主を認定組合等又はその構成員に限定して行うものについては、利用運送約款又は運送取次約款の認可に関する規定その他の規定は、適用しない。

㈢　認定組合等又はその構成員たる利用運送事業者又は一般貨物自動車運送事業者が認定組合等又はその構成員たる他の運送事業者と認定計画に従って運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、貨物運送取扱事業法第十四条の規定による届出をし、又は貨物自動車運送事業法第十五条第一項の認可を受けたものとみなす。

9　主務大臣

主務大臣は、道路運送を一体的に行う事業を含む流通業務効率化事業に係る部分については通商産業大臣及び運輸大臣、その他の部分については通商産業大臣とする。

10　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二　議案の可決理由

本案は、中小企業者が行う流通業務の効率化を図るための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成四年四月二十二日

商工委員長　武藤　山治

衆議院議長　櫻内　義雄殿

［別紙］

中小企業流通業務効率化促進法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　中小企業による本法の助成策の利用を促進するため、基本指針の策定に当たって共同化計画を検討する際の適切な判断基準を示すものとなるように努めるとともに、推進されるべき共同事業の内容を多様な具体的事例として判り易く周知させるための努力を払うこと。

二　認定計画の実施に当たっては、労働時間の短縮、職場環境の改善等の労働条件の向上につながるよう配慮すること。

三　多頻度小口配送、ジャストインタイム配送等の顧客の要請が、貨物運送業も含め供給側の中小企業に不当に過重な負担を課することとならないよう関係者への指導を強化するとともに、総合的な流通業務の効率化を促進するために、関係省庁の円滑な連携・協力に努めること。

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の議案を提出する。

平成四年四月二十四日

提出者

商工委員長　武藤　山治

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止を図ることにより、会員の利益を保護し、あわせて会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「会員契約」とは、当事者の一方が相手方に対してゴルフ場その他スポーツ施設又は保養のための施設であって政令で定めるものを継続的に利用させる役務（以下「指定役務」という。）を提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額以上の額の金銭を支払うことを約する契約をいう。

2　この法律において「会員制事業者」とは、会員契約に基づき指定役務を提供する事業（以下「会員制事業」という。）を行う者（会員制事業を行おうとする者を含む。）をいう。

3　この法律において「会員」とは、会員制事業者から会員契約に基づき指定役務の提供を受ける者をいう。

4　この法律において「募集」とは、広告その他これに類似する方法により会員契約の締結について、勧誘をし、若しくは勧誘をさせること又は会員契約の締結をすること若しくは会員契約の締結の代理若しくは媒介を行わせることをいう。

5　この法律において「会員契約代行者」とは、会員契約の締結の代理又は媒介を行う者をいう。

6　この法律において「預託金」とは、会員が会員契約に基づき会員制事業者に支払う金銭（以下「拠出金」という。）のうち会員制事業者が会員に対して将来返還することを約したものをいう。

（募集の届出）

第三条　会員制事業者は、募集をしようとするときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

一　会員制事業者に関する事項であって次に掲げるもの

イ　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ロ　会員制事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

ハ　指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原の内容

ニ　その他通商産業省令で定める事項

二　会員契約に関する事項であって次に掲げるもの

イ　指定役務の内容

ロ　指定役務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に関する事項で通商産業省令で定めるもの

ハ　会員の数についての計画

ニ　拠出金の種類及び額

ホ　会員に預託金を支払わせる場合にあっては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金銭を会員に返還することを担保するための措置の有無及びその内容

ヘ　会員契約の変更に関する事項

ト　会員制事業者が会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容その他会員契約の解除に関する事項

チ　損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

リ　会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関する定めがあるときは、その内容

ヌ　その他通商産業省令で定める事項

2　前項の規定は、同項の規定による届出があった施設に係る募集をしようとするときには、適用しない。ただし、会員制事業者が、同項の規定により届け出た同項第一号に掲げる事項の変更（通商産業省令で定める軽微な変更を除く。）をした後に、又は同項の規定により届け出た同項第二号に掲げる事項の変更をして、募集をしようとするときは、この限りでない。

（会員契約の締結時期の制限）

第四条　会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約に係る施設が開設された後でなければ、当該施設に係る会員契約の締結をしてはならない。ただし、会員制事業者が政令で定める者との間において、政令で定めるところにより、当該施設が開設されないこととなった場合において会員制事業者が会員に対して行うべき拠出金の返還につき、その額の二分の一以上の額に相当する額の金銭の会員に対する支払を担保する契約（以下「保証委託契約」という。）を締結した後（当該施設の開設に係る工事に関し、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の許可その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものが必要である場合にあっては、当該処分があった後に限る。）に、通商産業省令で定めるところにより、主務大臣にその旨を届け出た場合において、当該保証委託契約に係る会員契約の締結をするときは、この限りでない。

（書面の交付）

第五条　会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結（会員契約の締結の媒介を含む。）をしようとするときは、顧客に対し、当該会員契約が成立するまでの間に、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一　会員契約の内容及びその履行に関する事項であって通商産業省令で定めるものについての当該会員契約の概要

二　会員制事業者の業務及び財産の状況に関する事項であって通商産業省令で定めるもの

2　会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結をしたときは、会員に対し、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一　指定役務の内容及び提供時期

二　指定役務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に関する事項で通商産業省令で定めるもの

三　指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原の内容

四　会員の数及び新たに会員契約を締結しようとする者の数

五　拠出金の種類、額並びに支払の時期及び方法

六　会員に預託金を支払わせる場合にあっては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金銭を会員に返還することを担保するための措置の有無及びその内容

七　会員契約の変更に関する事項

八　会員制事業者が会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容その他会員契約の解除に関する事項（第十二条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）

九　損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

十　会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関する定めがあるときは、その内容

十一　保証委託契約を締結している場合にあっては、その内容

十二　前各号に掲げるもののほか、会員契約の内容及びその履行に関する事項であって通商産業省令で定めるもの

3　第三条第一項の規定による届出をした会員制事業者は、会員の数についての計画その他の会員契約に関する事項であって通商産業省令で定めるものを変更しようとするときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、会員に対し、当該変更の内容を記載した書面を交付しなければならない。

（誇大広告の禁止）

第六条　会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約に関する事項について広告をするときは、指定役務の内容、指定役務に係る施設の概要、会員の数についての計画その他の通商産業省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（会員契約の締結又は更新についての勧誘等）

第七条　会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結又は更新についての勧誘をするに際し、会員契約に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2　会員制事業者は、会員契約の解除を妨げる目的をもって、会員契約に関する事項であって、会員の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

（不当な行為等の禁止）

第八条　会員制事業者又は会員契約代行者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　威迫する言動を交えて、会員契約の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は会員契約の解除を妨げること。

二　会員契約に基づく債務又は会員契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

三　前二号に掲げるもののほか、会員契約に関する行為であって、顧客又は会員の保護に欠けるものとして通商産業省令で定めるもの

（書類の閲覧）

第九条　第三条第一項の規定による届出をした会員制事業者は、通商産業省令で定めるところにより、当該会員制事業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、会員契約に関する業務を行う事業所に備え置き、会員の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（指示）

第十条　主務大臣は、会員制事業者が第三条から前条までの規定に違反し、又は会員契約代行者が第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場合において、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（業務の停止等）

第十一条　主務大臣は、会員制事業者が第三条から第九条までの規定に違反し、若しくは会員契約代行者が第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場合において、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は会員制事業者若しくは会員契約代行者が前条の規定による指示に従わないときは、その会員制事業者又は会員契約代行者に対し、一年以内の期間を限り、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2　主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（会員契約の解除等）

第十二条　会員は、第五条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過したときを除き、書面により会員契約の解除を行うことができる。この場合において、会員制事業者は、当該会員契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

2　前項の会員契約の解除は、当該会員契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3　会員制事業者は、第一項の会員契約の解除があった場合には、既に当該会員契約に基づき役務が提供されたときにおいても、会員に対し、当該役務の提供により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

4　前三項の規定に反する特約で会員に不利なものは、無効とする。

（会員制事業協会）

第十三条　主務大臣は、会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員の利益を保護するとともに、会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定によ

り設立された法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務に係る会員制事業の種類を定めて会員制事業協会として指定することができる。

2　主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該会員制事業協会の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指定に係る会員制事業の種類を公示しなければならない。

3　会員制事業協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4　主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（会員制事業協会の業務）

第十四条　会員制事業協会は、その目的を達成するため、前条第一項の規定による指定に係る会員制事業に関し次に掲げる業務を行うものとする。

一　会員制事業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員制事業者に対する指導、勧告その他の業務

二　会員制事業に関し、契約内容の適正化その他会員の保護を図るため必要な会員制事業者に対する指導、勧告その他の業務

三　会員制事業の業務に対する会員等からの苦情の解決

四　預託金等に係る会員制事業者の債務の保証

五　会員制事業に関する広報その他会員制事業協会の目的を達成するため必要な業務

（改善命令）

第十五条　主務大臣は、会員制事業協会の前条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、会員制事業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第十六条　主務大臣は、会員制事業協会が前条の規定による命令に違反したときは、第十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

2　主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（報告及び立入検査）

第十七条　主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し報告を求め、又はその職員に、会員制事業者若しくは会員契約代行者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　主務大臣は、第十四条に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、会員制事業協会に対しその業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、会員制事業協会の事業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（経過措置）

第十八条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（適用除外）

第十九条　この法律の規定は、この法律以外の法律の規定であってこれにより会員の利益の保護が確保されるものの適用を受ける契約の締結又はその代理若しくは媒介の行為として政令で定めるものについては、適用しない。

2　この法律の規定は、特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会その他の政令で定める者がその直接又は間接の構成員と締結する会員契約については、適用しない。

3　この法律の規定は、国又は地方公共団体が会員制事業者として締結する会員契約については、適用しない。

（主務大臣）

第二十条　この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該会員契約に係る役務を提供する事業を所管する大臣とする。

（権限の委任）

第二十一条　この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

（罰則）

第二十二条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第七条第一項又は第二項の規定に違反した者

二　第十一条第一項の規定による命令に違反した者

第二十三条　次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして募集をした者

二　第四条の規定に違反して、会員契約の締結をした者

三　第五条第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

四　第六条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものより著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者

五　第九条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは会員の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは会員に閲覧させた者

六　第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七　第十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若し

くは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までの間に会員制事業者が行う募集についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行の日から起算して三十日以内に」とする。

第三条　第四条の規定は、この法律の施行前にその開設に係る工事に関し必要とされる同条に規定する許可等の処分で政令で定めるものがあった施設に係る会員契約の締結については、適用しない。

2　第四条の規定は、この法律の公布の日前に会員契約の締結があった施設に係る会員契約の締結については、適用しない。

第四条　第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

理　由

ゴルフ場等に係る会員契約の現状にかんがみ、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止を図るため、募集の届出、会員契約の締結時期の制限、会員契約の内容等に関する書面の交付、会員制事業協会の指定等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成四年三月十三日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

農業協同組合法の一部を改正する法律

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号の二中「医療」の下に「又は老人の福祉」を加え、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　老人の福祉に関する施設

第十条第二項中「農業協同組合」を「組合」に、「受けて行なう」を「受けて行う」に、「あわせ行なう」を「併せ行う」に改め、同条第八項中「第十項」を「第十一項」に改め、同条第九項中「農業協同組合連合会」を「組合」に、「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条第十一項中「若しくは第八号」を「、第八号若しくは第九号の二」に改め、「同項第八号」の下に「又は第九号の二」を加え、同条第九項の次に次の一項を加える。

行政庁は、農業協同組合について前項の指定を行おうとするときは、主務大臣の意見を聴かなければならない。

第十六条第三項中「第三十七条第三項」を「第四十三条の五第三項」に、「予め」を「あらかじめ」に、「以て」を「もつて」に改める。

第三十条第十項中「少くとも四分の三」を「少なくとも三分の二」に、「本条」を「この項」に、「但し」を「ただし」に、「同意は」を「同意を」に改める。

第三十一条の二を削る。

第三十二条から第三十四条までを次のように改める。

第三十二条　理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

第三十三条　理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、内国為替取引規程及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

理事がその任務を怠ったときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第三十六条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

第二項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項の規定を準用する。

第三十四条　理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定を適用しない。

第三十五条から第三十七条までを削る。

第三十八条第二項中「総会」の下に「及び理事会」を加え、同条第三項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「非出資組合」を「非出資組合」に改め、同項第四号中「払込の」を「払込みの」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十九条第一項中「の会日」を「の日」に改め、「財産目録」を削り、同条を第三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十七条　監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

第四十条第一項を次のように改める。

組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の連署をもって、その代表者から役員の改選を請求することができる。

第四十条第二項中「、同時にこれを」を「同時に」に、「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三項中「組合」を「理事」に改め、「これを」を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「組合」を「理事」に、「の会日」を「の日」に、「役員に対し、その書面」を「その請求に係る役員にその書面又はその写し」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一項の規定による請求があったときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第四十三条の三第二項及び第四十三条の四の規定を準用する。

第四十条に次の一項を加える。

第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

第四十条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条　理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三までの規定を、理事については、民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十九条及び第二百七十二条の規定を、監事については、第三十三条並びに同法第二百七十四条、第二百七十四条ノ二、第二百七十五条、第二百七十五条ノ二、第二百七十五条ノ四及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二までの規定を、理事会については、同法第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは、「第二百五十八条第一項」と読み替えるものとする。

第四十一条を削る。

第四十一条の二第二項中「第三十七条」を「第四十三条の五」に改め、同条を第四十条とする。

第四十二条第二項中「理事の過半数」を「理事会の決議」に改め、同条を第四十一条とし、第四十二条の二を第四十二条とする。

第四十三条第三項中「理事」を「理事会」に改め、同条第四項中「書面」を「書面又はその写し」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第四十三条の二　通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十三条の三　臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第四十三条の四　理事の職務を行う者がないとき、又は前条第二項の請求があった場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

第四十三条の五　組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所にあてればよい。

前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

総会招集の通知は、その総会の日から十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

第四十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　事業の全部の譲渡

第四十四条第一項中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第四項を次のように改める。

共済規程の変更で当該共済規程の変更に係る第十条第一項第八号の事業が、その変更の前後を通じ、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を他の組合の共済に付することを条件として実施されるものであるものについては、第一項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、定款で、総会の決議を経ることを要しないものとすることができる。

第四十六条中「左の」を「次の」に改め、同条に次の一号を加える。

四　事業の全部の譲渡、第五十条の二第一項の規定による信用事業の全部の譲渡並びに第五十条の三第一項の規定による共済事業の全部の譲渡及び同条第二項の規定による共済契約の移転であって全部を移転するもの

第四十七条を次のように改める。

第四十七条　総会については、民法第六十四条並びに商法第二百三十一条、第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「農業協同組合法第四十三条の五第三項」と読み替えるものとする。

第四十九条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、「貯金者」の下に「、定期積金の積金者その他政令で定める債権者」を加える。

第五十条に次の一項を加える。

組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条の規定を準用する。

第五十条の次に次の二条を加える。

第五十条の二　第十条第一項第二号の事業を行う組合が信用事業（同項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項の事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならない。

前項に規定する組合がその信用事業の全部又は一部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

前項の規定による公告がされたときは、同項の組合の債務者に対して民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもって確定日付とする。

第一項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡については、前二条の規定を準用する。

第一項の規定により組合がその信用事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るとともに、信用事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならない。

第五十条の三　第十条第一項第八号の事業を行う組合が共済事業（同号の事業（この事業に附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。）の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならない。

前項に規定する組合は、総会の議決により契約をもつて責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して、共済事業を行う他の組合に移転することができる。

第一項に規定する組合は、前項に規定する共済契約を移転する契約をもつて共済事業に係る財産を移転することを定めることができる。

第一項に規定する共済事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する共済事業に係る財産の移転については、第四十九条及び第五十条の規定を準用する。

第一項の規定によりその共済事業の全部を譲渡した組合及び共済契約の全部を移転した組合については、前条第五項の規定を準用する。

第五十八条第七項を次のように改める。

創立総会については、第十六条第一項及び第四項から第六項まで並びに第四十五条第二項及び第三項並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定を準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「農業協同組合法第五十八条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

第二章第五節中第六十三条の次に次の一条を加える。

第六十三条の二　組合の設立については、商法第四百二十八条の規定を準用する。

第六十四条第六項中「第十条第一項第八号の事業及びこれに付帯する事業」を「共済事業」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第七項第一号中「第六十八条の二第一項」を「第七十条第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の二第二項」を「第七十条第二項」に改め、同項第三号中「第六十八条の二第三項」を「第七十条第三項」に改める。

第七十一条及び第七十二条を削る。

第七十条に次の一項を加え、同条を第七十二条とする。

清算人は、前項の承認を得た後遅滞なく、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しなければならない。

第六十九条第二項中「行なう」を「行う」に改め、「前項の規定」の下に「及び第七十二条の二において準用する商法第四百十七条第二項の規定」を加え、同条を第七十一条とする。

第六十八条の二第二項中「に関しては」を「については」に、「第六十八条の二第二項」を「第七十条第二項」に改め、同条を第七十条とする。

第六十八条の次に次の一条を加える。

第六十九条　組合の合併については、商法第百四条第一項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百十一条まで並びに第四百十五条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条ノ八の規定を準用する。

第七十二条の二を次のように改める。

第七十二条の二　組合の解散及び清算については、商法第百十六条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条第二項及び第三項、第百三十一条、第四百十七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条から第四百二十四条まで、第四百二十六条並びに第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条、第百三十八条並びに第百三十九条ノ三の規定を、組合の清算人については、第三十二条から第三十七条まで、第四十二条、第四十三条の三第二項及び第四十三条の四並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十八条第一項、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三、第二百六十条ノ四第一項及び第二項、第二百六十二条、第二百六十七条から第二百六十九条まで並びに第二百七十二条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第四百十七条第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員（准組合員ヲ除ク。）ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員（准組合員ヲ除ク。）」と読み替えるものとする。

第七十二条の八第一項中「行なうこと」を「行うこと」に改め、同項第一号中「設置」の下に「（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）」を加え、同項第二号中「あわせ行なう」を「併せ行う」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項第一号の事業を行う農事組合法人は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の総額の五分の一を超えてはならない。

第七十二条の九中「行なう」を「行う」に、「農業経営農事組合法人」を「農業経営農事組合法人」に、「二分の一をこえて」を「三分の二を超えて」に改める。

第七十二条の十六第一項及び第七十二条の十七第一項中「五人」を「三人」に改める。

第七十三条第一項から第三項までの規定中「には」を「については」に改め、同条第二項中「第三十一条の二、第三十八条、第三十九条、第四十七条」を「第三十三条第一項から第三項まで、第三十五条、第三十六条」に、「第五十条」を「第五十条第一項及び第二項」に、「及び第五十四条」を「並びに第五十四条」に、「及び第五十九条」を「、第五十九条」に、「並びに商法第二百五十四条第三項」を「、第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項、第二百五十四条第三項」に、「及び第二百五十八条第一項」を「並びに第二百五十八条第一項」に、「第三十一条の二中」を「第三十三条中」に、「第四十七条後段中」を「農業協同組合法第三十七条第三項」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第二項ニ於テ準用スル民法第六十二条」と」を「第三十五条第二項中「総会及び理事会」とあるのは「総会」と」に、「商法」を「同法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」

とあるのは「農業協同組合法第七十三条第二項ニ於テ準用スル民法第六十二条」と、同法」に改め、同条第四項を次のように改める。

農事組合法人の解散及び清算については、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第四項、第六十六条第一項、第六十七条、第六十八条、第七十一条第一項並びに第七十二条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第百三十一条本文及び第四百二十七条第一項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十七条並びに第百三十八条の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業協同組合法第七十三条第四項ニ於テ準用スル同法第七十一条第一項」と読み替えるものとする。

第七十三条の十六中「第三十七条第一項」を「第四十三条の五第一項」に改める。

第七十三条の十九の次に次の一条を加える。

第七十三条の十九の二　中央会が会長、副会長又は理事と契約するときは、監事が、中央会を代表する。中央会と会長、副会長又は理事との訴訟についても、同様とする。

第七十三条の二十中「には」を「については」に、「第三十一条の二及び第三十二条」を「第三十三条」を「第三十四条、第三十五条、第三十八条及び第三十九条並びに民法第六十一条第一項」を「第三十五条、第三十六条及び第四十三条の三第二項」に、「第三十七条及び第三十六条、民法」を「第三十七条及び第四十三条の四、同法」に、「第三十六条中「理事」とあるのは、」を「第三十五条第二項中「総会及び理事会」とあるのは「総会」と、第四十三条の四中「理事」とあるのは」に改める。

第七十三条の二十一の次に次の一条を加える。

第七十三条の二十一の二　会長は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

会長は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、いつでも臨時総会を招集することができる。

第七十三条の二十五第三項中「には」を「については」に、「第三十七条第三項」を「第四十三条の五第三項」に、「、第四十五条」を「及び第四十五条」に、「準組合員」を「准組合員」に、「、商法」を「及び商法」に改め、「それぞれ」を削る。

第七十三条の二十六第五項を次のように改める。

創立総会については、第十六条第一項及び第四項から第六項まで、第四十五条第二項及び第三項並びに第五十八条第五項及び第六項、民法第六十六条並びに商法第二百四十四条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは、「発起人」と読み替えるものとする。

第七十三条の三十第三項中「には」を「については」に、「第六十九条」を「第七十一条第一項」に、「乃至第七十二条」を「及び第七十二条第一項」に、「乃至第八十三条」を「から第八十三条まで、商法第百三十一条本文及び第四百二十七条第一項」に、「第百三十五条ノ二十五第二項第三項」を「第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項」に、「及び第百三十八条」を「並びに第百三十八条」に改める。

第七十四条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「乃至第三号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号中「払込の」を「払込みの」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　組合にあつては、数人が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

第七十七条の二中「組合の理事」を「組合を代表する理事」に改める。

第七十九条中「又は第六十八条の二第一項」を「、又は第七十七条第一項」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第八十五条第二項中「因る」を「よる」に、「の外」を「のほか」に、「第六十八条の二第二項」を「第七十条第二項」に、「若し異議」を「もし異議」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第八十九条中「第七十二条（第七十三条第四項及び第七十三条の三十第三項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条の二、第七十三条第四項又は第七十三条の三十第三項において準用する商法第四百二十七条第一項」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第九十二条中「には」を「については」に、「農業協同組合法第六十九条第一項本文（同法第七十三条第四項及び第七十三条の三十第三項において準用する場合を含む。）」を「農事組合法人については「農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第七十一条第一項本文の規定による清算人」と、中央会については「農業協同組合法第七十三条の三十第三項において準用する同法第七十一条第一項本文」に、「第六十八条の二第一項」を「第七十条第一項」に改める。

第九十八条第一項中「第六十八条の二第一項」を「第七十条第一項」に改め、「都道府県知事」の下に「（第十条第九項の規定により都道府県知事が指定した農業協同組合の信用事業に関する第九十四条第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣及び都道府県知事）」を加える。

第九十九条第一項中「如何なる」を「いかなる」に、「以て」を「もつて」に、「貸付」を「、貸付け」に改め、「これを」を削り、「二十万円」を「百万円」に改める。

第百条第一項中「これを三万円」を「二十万円」に改める。

第百一条中「左の」を「次の」に、「これを三万円」を「二十万円」に改め、同条第五号中「第四十条第四項」を「第三十八条第五項」に改め、同条第六号及び第七号を削り、同条第八号中「第三十八条第一項若しくは第二項若しくは第三十九条第一項」を「第三十五条第一項若しくは第二項若しくは第三十六条第一項」に、「第三十八条第四項若しくは第三十九条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の四号を加える。

七　第三十七条（第七十三条の二十において準用する場合を含む。）又は第七十二条の十二第五項の規定に違反したとき。

七の二　第三十九条において準用する商法第二百七十四条第二項又は同法第二百七十五条の規定による調査を妨げたとき。

七の三　第三十九条若しくは第七十二条の二において準用する商法第二百六十条ノ四第一項

若しくは第二項、第四十七条若しくは第五十八条第七項において準用する同法第二百四十四条第一項若しくは第二項、第七十二条第一項（第七十三条第四項及び第七十三条の三十第三項において準用する場合を含む。）又は第七十二条の二、第七十三条第四項若しくは第七十三条の三十第三項において準用する同法第四百二十七条第一項の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表若しくは決算報告書を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八　第四十三条の二、第四十三条の三第二項若しくは第四十三条の四（これらの規定を第三十八条第四項及び第七十三条の二十において準用する場合を含む。）又は第七十三条の二十一の二第一項の規定に違反したとき。

第百一条第九号中「第六十五条第四項（第六十八条の二第二項」を「第五十条の二第四項、第五十条の三第四項、第六十五条第四項（第七十条第二項」に改め、「減少し」の下に「、信用事業若しくは共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し」を加え、同号の次に次の一号を加える。

九の二　第五十条の二第五項（第五十条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第百一条第十三号から第十七号までを次のように改める。

十三　第七十二条の二において準用する商法第百二十四条第三項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の三十第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十四　第七十二条の二において準用する商法第百二十四条第三項若しくは同法第四百二十一条第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の三十第三項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五　第七十二条の二において準用する商法第百三十一条又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の三十第三項において準用する同法第百三十一条本文の規定に違反して組合若しくは農事組合法人又は中央会の財産を分配したとき。

十六　第七十二条の二において準用する商法第四百二十一条第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の三十第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

十七　第七十二条の二において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をし、又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の三十第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

第百一条の二中「第四十二条の二」を「第四十二条」に、「これを三万円」を「二十万円」に改める。

第百一条の三中「これを三万円」を「二十万円」に改め、「また」を削る。

第百二条中「これを一万円」を「十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の農業協同組合法（以下「新法」という。）の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の農業協同組合法（以下「旧法」という。）によって生じた効力を妨げない。

3　この法律の施行の際現に存する農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」という。）の理事、監事又は清算人については、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する通常総会の終了前は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

4　この法律の施行前に組合の総会又は創立総会の決議があった場合においては、その決議の不存在又は無効の確認を請求する訴えに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

5　この法律の施行前に組合の出資一口の金額の減少があった場合においては、その出資一口の金額の減少の無効の訴えに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

6　新法第十条第一項第二号の事業を行う組合が、この法律の施行前に行った総会の議決に基づいてこの法律の施行後に行う信用事業（新法第五十条の二第一項に規定する信用事業をいう。）の全部又は一部の譲渡についての新法第五十条の二の規定の適用については、同条第四項において準用する新法第四十九条第一項中「その議決の日」とあるのは、「農業協同組合法の一部を改正する法律（平成四年法律第　号）の施行の日」とする。

7　新法第十条第一項第八号の事業を行う組合が、この法律の施行前に行った総会の議決に基づいてこの法律の施行後に行う共済事業（新法第五十条の三第一項に規定する共済事業をいう。）の全部又は一部の譲渡についての新法第五十条の三の規定の適用については、同条第四項において準用する新法第四十九条第一項中「その議決の日」とあるのは、「農業協同組合法の一部を改正する法律（平成四年法律第　号）の施行の日」とする。

8　この法律の施行前に組合の設立があった場合においては、その設立の無効の訴えに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

9　この法律の施行前に組合の合併があった場合においては、その合併の無効の訴えに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

10　この法律の施行の際現に存する組合の清算人で旧法第七十条の承認を得たものについての新法第七十二条第二項の規定の適用については、同項中「前項の承認を得た後」とあるのは、「農業協同組合法の一部を改正する法律（平成四年法律第　号）の施行後最初に到来する決算期に関する通常総会の終了後」とする。

11　この法律の施行の際現に存する組合の清算人でこの法律の施行後に最初に到来する決算期に関する通常総会の終了前に就職したものについ

ての新法第七十二条の二において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百十八条の規定の適用については、同条中「其ノ就職ノ日」とあるのは、「農業協同組合法の一部を改正する法律（平成四年法律第　号）施行後ニ最初ニ到来スル決算期ニ関スル通常総会ノ終了シタル日」とする。

12　この法律の施行前にした行為及び附則第三項の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法の一部改正）

14　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十四号中「第六十八条の二第一項」を「第七十条第一項」に改める。

（農業共済基金法の一部改正）

15　農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

理　由

最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発達を図るため、その行うことができる事業の内容を充実し、理事会の設置等執行体制の強化等を図るとともに、農事組合法人の活性化を図る措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発達を図るため、その行うことができる事業の内容を充実するとともに、理事会の設置等執行体制の強化を図る措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　事業内容の充実等

㈠　農業協同組合及び農業協同組合連合会は、老人の福祉に関する事業を行うことができることを法律上明確にすること。

㈡　農業協同組合連合会は、受託農業経営を行うことができるものとすること。

㈢　都道府県知事が指定する農業協同組合に対し、員外貸出制限の緩和（一事業年度において、貯金等の合計額の百分の十五以内）を行うとともに、当該農業協同組合についての検査体制を強化すること。

2　執行体制の整備等

㈠　理事会制及び代表理事制を法定化し、これに係る関係規定の整備を行うとともに、員外理事枠を拡大（四分の一以内から三分の一以内）するほか、理事と使用人との兼職ができるものとすること。

㈡　監事の業務・会計監査機能の拡充を図ること。

㈢　組合員は組合に対し理事の責任を追及する訴えの提起を請求できる等の規定を整備すること。

3　事業譲渡等の規定を整備すること。

4　農業経営を行う農事組合法人について、その設立・存続のための組合員数要件の緩和（五人以上から三人以上）及び事業常時従事者要件の緩和（組合員等以外のものの割合を二分の一以内から三分の二以内）を行うものとするとともに、共同利用施設について員外利用を認めること。

5　その他

㈠　理事会制の法定化等に伴い清算人会、代表清算人の設置、総会決議事項の見直し等の所要の規定の整備を行うこと。

㈡　この法律は、公布の日から起算して三月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、農業協同組合等の健全な発達を図るための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成四年四月二十三日

農林水産委員長　高村　正彦

衆議院議長　櫻内　義雄殿

〔別紙〕

農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近の我が国農業・農村を取り巻く内外の厳しい諸情勢に対処して、足腰の強い農業の育成と活力ある農村社会の形成を図ることが喫緊の課題となっている。

このような状況の下で、農業者の協同組織としての農協は、組合員の負託に応え、地域農業の振興や地域の活性化に積極的に取り組むとともに、金融の自由化等他業態との競争激化に対応して、その組織、事業機能及び経営管理体制の強化が求められているところである。

よって政府は、両法の運用等に当たっては、左記事項の実現を図り、農協が本来の使命を達成できるよう、その指導、監督に万遺憾なきを期すべきである。

記

一　農協の農業生産に関する各種事業を強化、拡充するとともに、特に、組織活動の原点である営農指導事業については、組合員のニーズに応え、その円滑な推進が図られるよう、目的積立金の造成等安定的な財源の確保、営農指導員の資質の向上、普及事業との連携強化等について所要の措置を講ずること。

二　連合会による受託農業経営事業については、単協の機能を補完する観点から行われることを基本とし、連合会と単協との間で十分調整すること。

また、地域農業の担い手を確保する観点から、引き続き、農事組合法人の事業活動の活性化に努めること。

なお、新規就農者の減少、農業就業者の高齢化の進行、耕作放棄地の増加等の現状にかんがみ、協同組織による農業経営のあり方について検討すること。

三　農協の地域の活性化に関する事業への取組みを強化するとともに、老人の福祉に関する事業の実施に当たっては、市町村等との機能分担を明確にし、十分な連携を図るとともに、人材の育成その他の実施体制の整備に必要な措置を講ずるよう努めること。

四　信用事業に係る業務能力の拡充、指定単協に対する員外貸出規制の緩和等に当たっては、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずること。

また、先般一部農協で発生した金融不祥事等が再発することのないよう、責任ある業務執行体制を確立するとともに、検査体制の一層の強化を図ること。

なお、金融の自由化・国際化の進展に対応し、農林中央金庫を含め農協系統についても、自己資本の充実に必要な措置を早急に検討し、その実現に努めること。

五　理事会制及び代表理事制の法定化、監事の権限の強化、理事と使用人の兼職等経営管理体制の強化に係る改正の趣旨を、役職員をはじめ組合員にも十分徹底させ、その実効を期すること。

また、学識経験者等の理事への登用を促進するとともに、青年層や婦人層の幅広い意向を反映した組合運営に努めること。

六　農協系統組織の事業・組織の再編・整備に当たっては、組織の自主的な協議を尊重し、組合員の理解を得るとともに、事業の種類、地域の実情等に十分視点をおいた方向で推進すること。

七　農協合併の推進に当たっては、画一的な基準によらず、地域の実情を反映させるとともに、組合員の意思に基づきその理解と納得のもとに行われるよう措置すること。

また、専門農協については、その特性等に十分配慮し、合併体制の整備を図ること。

八　農協合併に伴う固定化債権対策については、農林中央金庫を含め農協系統についても、自己資本の充実に必要な措置を早急に検討し、その実現に努めること。

九　農協の大型化に伴い、農協と組合員、農協と市町村行政との関係が希薄化することのないような各般の措置を講ずること。

右決議する。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成四年三月十三日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一　合併する組合が農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合（以下「信用事業を行う組合」という。）のみである場合並びに合併する組合のうちに二以上の信用事業を行う組合が含まれている場合

二　合併する組合が、信用事業を行う組合以外の組合（組合員に出資をさせる組合に限る。）で当該組合の主として販売する農産物又はその加工品が指定農産物（その生産等に係る事情の変化からみて生産者の協同組織の整備が特に必要であるものとして農林水産大臣が指定する農産物をいう。以下同じ。）又はその加工品であるもの（以下「特定組合」という。）のみである場合及び特定組合と信用事業を行う組合で指定農産物又はその加工品を販売するもののみである場合（前号に該当する場合を除く。）

第三条第三項中「昭和四十年十二月三十一日まで」の下に「及び農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（平成四年法律第　号）の施行の日から平成七年三月三十一日まで」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、総代会を設けている組合にあつては、その総代の半数以上が出席する総代会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決によることができる。

第三条第一項の次に次の一項を加える。

2　組合は、合併後の組合の安定的な事業経営を確保するため必要があるときは、合併経営計画において前項に規定する事項のほか、固定した債権の償却に関する方策を定めることができる。

本則に次の九条を加える。

（都道府県農業協同組合合併推進法人の指定）

第六条　都道府県知事は、組合の合併についての援助及び合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成を行うことを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県農業協同組合合併推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2　都道府県知事は、前項の指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（推進法人の業務）

第七条　推進法人は、当該都道府県の区域において、次に掲げる業務を行うものとする。

一　合併後の組合が第四条第二項の認定に係る合併経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施する措置につき必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し利子補給金を交付すること。

二　前号の措置の計画的な実施に関する指導を行うこと。

三　合併に係る組合の財務の管理に関する照会及び相談に応ずること。

四　組合の財務の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（事業計画等）

第八条　推進法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　推進法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（監督等）

第九条　都道府県知事は、第七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2　都道府県知事は、推進法人が第七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第六条第一項の指定を取り消すことができる。

4　都道府県知事は、前項の規定により第六条第一項の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（合併認可の特例）

第十条　第四条第二項の認定に係る組合は、当該合併経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施しようとする措置が、金融機関が推進法人から利子補給金を受けて行う資金の貸付けを受けようとするものであるときは、推進法人の承認を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前項に規定する組合が同項の承認を受けていない場合には、農業協同組合法第六十五条第二項の認可を行つてはならない。

（負担金についての損金算入の特例）

第十一条　推進法人が行う第七条第一号から第四号までに掲げる業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

（農業協同組合合併推進支援法人の指定）

第十二条　農林水産大臣は、推進法人の行う業務を支援することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、農業協同組合合併推進支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

（支援法人の業務）

第十三条　支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第七条第一号に掲げる業務の実施に必要な資金の援助を行うこと。

二　第七条第二号に掲げる業務の実施に関する助言を行うこと。

三　組合の財務の管理に関する調査研究を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（準用）

第十四条　支援法人については、第六条第二項から第四項まで、第八条、第九条及び第十一条の規定を準用する。この場合において、第六条第二項から第四項まで、第八条及び第九条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六条第二項中「前項」とあるのは「第十二条」と、第九条第一項及び第二項中「第七条各号」とあるのは「第十三条各号」と、同条第三項及び第四項中「第六条第一項」とあるのは「第十二条」と、第十一条中「第七条第一号から第四号まで」とあるのは「第十三条第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の農業協同組合合併助成法（以下この項において「新法」という。）第十条の規定は、新法第六条第一項の指定が行われるまでの間は適用しない。

3　農業協同組合合併助成法附則第二項の規定に基づいて認定を求めた組合に対する認定については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）

4　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の八第一項中「農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）附則第二項」を「農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）第二条第一項若しくは附則第二項」に改める。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部改正）

5　租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項中「若しくは農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律」を「、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律」に改め、「昭和六十一年法律第十号の施行の日以後に当該認定を受けたもの」の下に「若しくは農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（平成四年法律第　号。以下「平成四年法律第　号」という。）の施行の日から平成七年三月三十一日までの間に農業協同組合合併助成法第二条第一項の規定により同法第四条第二項の認定を求め、平成四年法律第　号の施行の日以後に当該認定を受けたもの」を加える。

附則第十八条第七項中「昭和六十一年法律第十号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」の下に「及び平成四年法律第　号の施行の日から平成七年三月三十一日までの間に農業協同組合合併助成法第二条第一項の規定により同法第四条第二項の認定を求め、平成四年法律第　号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」を加え、「及び青色申告書」を「並びに青色申告書」に改める。

附則第二十三条第十六項中「昭和六十一年法律第十号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」の下に「若しくは平成四年法律第　号の施行の日から平成七年三月三十一日

までの間に農業協同組合合併助成法第二条第一項の規定により同法第四条第二項の認定を求め、平成四年法律第　　号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」を加える。

理　由

最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等にかんがみ、農業協同組合の合併を引き続き促進して農民の協同組織の健全な発展に資するため、合併経営計画の提出期限の延長、当該計画を樹立することができる農業協同組合の範囲の拡大、合併を推進する法人の指定等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等にかんがみ、農業協同組合の合併を引き続き促進して農民の協同組織の健全な発展に資するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　合併経営計画の都道府県知事への提出期限を平成七年三月三十一日まで三年間延長すること。

2　合併経営計画を樹立し、その計画が適当であるかどうかにつき都道府県知事の認定を求めることができる合併の範囲（現在は、信用事業を行う農業協同組合のみの場合及び合併する組合のうち二以上の信用事業を行う農業協同組合が含まれている場合に限られている。）を拡大し、特定の専門農業協同組合の合併を追加すること。

3　合併経営計画に定めることができる事項として、固定化債権の償却に関する方策を追加すること。

4　都道府県知事は、農業協同組合の合併の推進に資するための利子補給事業等を行う法人（都道府県農業協同組合合併推進法人）を、農林水産大臣は、当該法人に対する資金の助成等を行う法人（農業協同組合合併推進支援法人）を指定することができるものとすること。

5　農業協同組合法における合併の議決との整合性を図る観点から、合併経営計画の議決を総代会で行えるものとすること。

6　税制措置

㈠　この法律に基づき農業協同組合が合併した場合における課税の特例措置を継続すること。

㈡　特定の専門農業協同組合の合併についても、㈠と同様の課税の特例措置を講ずること。

㈢　4により指定された法人が行う利子補給事業等に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、損金算入の特例を適用すること。

7　この法律は、公布の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、農業協同組合の合併を引き続き促進して農民の協同組織の健全な発展に資するための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成四年四月二十三日

農林水産委員長　高村　正彦

衆議院議長　櫻内　義雄殿

〔別紙〕

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近の我が国農業・農村を取り巻く内外の厳しい諸情勢に対処して、足腰の強い農業の育成と活力ある農村社会の形成を図ることが喫緊の課題となっている。

このような状況の下で、農業者の協同組織としての農協は、組合員の負託に応え、地域農業の振興や地域の活性化に積極的に取り組むとともに、金融の自由化等他業態との競争激化に対応して、その組織、事業機能及び経営管理体制の強化が求められているところである。

よって政府は、両法の運用等に当たっては、左記事項の実現を図り、農協が本来の使命を達成できるよう、その指導、監督に万遺憾なきを期すべきである。

記

一　農協の農業生産に関する各種事業を強化、拡充するとともに、特に、組織活動の原点である営農指導事業については、組合員のニーズに応え、その円滑な推進が図られるよう、目的積立金の造成等安定的な財源の確保、営農指導員の資質の向上、普及事業との連携強化等について所要の措置を講ずること。

二　連合会による受託農業経営事業については、単協の機能を補完する観点から行われることを基本とし、連合会と単協との間で十分調整すること。

また、地域農業の担い手を確保する観点から、引き続き、農事組合法人の事業活動の活性化に努めること。

なお、新規就農者の減少、農業就業者の高齢化の進行、耕作放棄地の増加等の現状にかんがみ、協同組織による農業経営のあり方について検討すること。

三　農協の地域の活性化に関する事業への取組みを強化するとともに、老人の福祉に関する事業の実施に当たっては、市町村等との機能分担を明確にし、十分な連携を図るとともに、人材の育成その他の実施体制の整備に必要な措置を講ずるよう努めること。

四　信用事業に係る業務能力の拡充、指定単協に対する員外貸出規制の緩和等に当たっては、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずること。

また、先般一部農協で発生した金融不祥事等が再発することのないよう、責任ある業務執行体制を確立するとともに、検査体制の一層の強化を図ること。

なお、金融の自由化・国際化の進展に対応し、農林中央金庫を含め農協系統についても、自己資本の充実に必要な措置を早急に検討し、その実現に努めること。

五　理事会制及び代表理事制の法定化、監事の権限の強化、理事と使用人の兼職等経営管理体制の強化に係る改正の趣旨を、役職員をはじめ組合員にも十分徹底させ、その実効を期すること。

また、学識経験者等の理事への登用を促進するとともに、青年層や婦人層の幅広い意向を反映した組合運営に努めること。

六　農協系統組織の事業・組織の再編・整備に当たっては、組織の自主的な協議を尊重し、組合員の理解を得るとともに、事業の種類、地域の実情等に十分視点をおいた方向で推進すること。

七　農協合併の推進に当たっては、画一的な基準によらず、地域の実情を反映させるとともに、組合員の意思に基づきその理解と納得のもとに行われるよう措置すること。

また、専門農協については、その特性等に十分配慮し、合併体制の整備を図ること。

八　農協合併に伴う固定化債権対策については、農協系統内部において十分な協議を行い、推進法人等の機能が十分に発揮されるよう措置し、その実効を期すること。

九　農協の大型化に伴い、農協と組合員、農協と市町村行政との関係が希薄化することのないような各般の措置を講ずること。

右決議する。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案

右国会に提出する。

平成四年二月二十一日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　地方拠点都市地域の整備の促進（第四条―第十八条）
第三章　都市計画法の特例等
第一節　拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域（第十九条―第二十三条）
第二節　拠点整備土地区画整理事業（第二十四条―第二十九条）
第三節　国及び地方公共団体の責務（第三十条）
第四節　開発許可等の特例（第三十一条）
第五節　経過措置（第三十二条）
第四章　産業業務施設の移転の促進等（第三十三条―第三十九条）
第五章　地域振興整備公団等の業務の特例等（第四十条―第四十七条）
第六章　雑則（第四十八条・第四十九条）
第七章　罰則（第五十条―第五十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、地方拠点都市地域について都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するための措置等を講ずることによるその一体的な整備の促進を図るとともに、過度に産業業務施設が集積している地域から地方拠点都市地域への産業業務施設の移転を促進するための措置等を講ずることによる産業業務施設の再配置の促進を図り、もって地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「地方拠点都市地域」とは、地方の発展の拠点となるべき地域であって次に掲げる要件に該当するものをいう。

一　人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの以外の地域であること。

二　地域社会の中心となる地方都市及びその周辺の地域の市町村からなる地域であること。

三　自然的経済的社会的条件からみて一体として前条に規定する整備を図ることが相当と認められる地域であること。

四　その地域に係る前条に規定する整備を図ることが、公共施設等の整備の状況、人口及び産業の将来の見通し等からみて、地方の発展の拠点を形成する意義を有すると認められる地域であること。

2　この法律において「拠点地区」とは、地方拠点都市地域のうち、土地の利用状況、周辺の公共施設の整備の状況等からみて、広域の見地から、都市機能の集積又は住宅及び住宅地の供給等居住環境の整備を図るための事業を重点的に実施すべき地区をいう。

3　この法律において「産業業務施設」とは、事務所、営業所その他の業務施設（工場を除く。）のうち、第三十三条第一項に規定する過度集積地域から拠点地区への移転又は拠点地区における新増設（以下「再配置」と総称する。）を促進することが産業の配置の適正化を図る上で必要なものとして政令で定めるものをいう。

（基本方針）

第三条　主務大臣は、地方拠点都市地域に係る第一条に規定する整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、地方拠点都市地域の指定、第六条第一項の基本計画の作成及び第三十三条第一項の移転計画の作成の指針となるべきものを定めるものとする。

一　地方拠点都市地域に係る第一条に規定する整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本的な事項

二　地方拠点都市地域の指定に関する事項

三　拠点地区の設定及び前条第二項の事業に関する事項

四　産業業務施設の移転の促進に関する事項

五　環境の保全、地価の安定その他地方拠点都市地域に係る第一条に規定する整備及び産業業務施設の再配置の促進に際し配慮すべき事項

3　主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、文部大臣及び運輸大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

第二章　地方拠点都市地域の整備の促進

（地方拠点都市地域の指定）

第四条　都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域のうち第二条第一項の要件に該当する市町村の区域を地方拠点都市地域として指定することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による指定を行おうとするときは、主務大臣に協議しなければならない。この場合において、主務大臣は、運輸大臣及び郵政大臣その他関係行政機関の長に協議するものとする。

3　都道府県知事は、前項の規定により主務大臣に協議しようとするときは、あらかじめ関係市町村に協議しなければならない。

4　第一項の規定による指定は、政令で定めるところにより、公告してしなければならない。

（地方拠点都市地域の変更等）

第五条　都道府県知事は、基本方針の変更により又は情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した地方拠点都市地域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

2　前条の規定は前項の規定による変更について、同条第二項から第四項までの規定は前項の規定による解除について準用する。

（基本計画）

第六条　第四条第一項の規定による指定があったときは、その指定を受けた地方拠点都市地域（以下「指定地域」という。）を区域とするすべての市町村（以下この条及び次条において「関係市町村」という。）又は関係市町村により組織される地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の協議会（以下「協議会」という。）若しくは同法第二百八十四条第一項の一部事務組合（当該指定地域をその区域の一部とするものを含む。以下「一部事務組合」という。）は、基本方針に基づき、当該指定地域に係る第一条に規定する整備の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、都道府県知事の承認を申請するものとする。この場合において、関係市町村は、共同して、基本計画を作成し、都道府県知事の承認を申請するものとする。

2　基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　指定地域に係る第一条に規定する整備の方針に関する事項

二　拠点地区の区域及び当該区域ごとに実施すべき第二条第二項の事業に関する事項

三　重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項

四　住宅及び住宅地の供給等重点的に推進すべき居住環境の整備に関する事項

五　指定地域の振興に寄与する人材育成、地域間交流、教養文化活動等の活動に関する事項

六　その他当該指定地域に係る第一条に規定する整備に関し必要な事項

3　基本計画において、産業業務施設の集積を促進する措置を講じようとする拠点地区を設定する場合にあっては、併せて産業業務施設の集積の目標その他必要な事項を定めるものとする。

4　第二項第二号に掲げる事項に定めるに当たり、同項第五号の活動の促進の観点から必要な教養文化施設その他の政令で定める施設（以下「教養文化施設等」という。）の整備を図る場合にあっては、併せて教養文化施設等の種類その他必要な事項を拠点地区の区域ごとに定めるものとする。

5　基本計画は、国土総合開発計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法第二条第五項の基本構想に即したものでなければならない。

6　都道府県知事は、基本計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一　第二項第一号から第五号までに掲げる事項並びに第三項及び第四項に規定する事項が基本方針に適合するものであること。

二　指定地域に係る第一条に規定する整備に資するものであること。

三　当該基本計画に係る措置が指定地域及びその周辺の地域に対して適切な効果を及ぼすものであること。

四　その他基本方針に照らして適切なものであること。

7　都道府県知事は、前項の規定による承認を行ったときは、関係行政機関の長に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

8　関係市町村（協議会又は一部事務組合が基本計画を作成する場合は、当該協議会又は一部事務組合。次条第一項において同じ。）は、基本計画が第六項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（基本計画の変更）

第七条　関係市町村は、前条第六項の規定による承認を受けた基本計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2　前条第一項後段及び第五項から第八項までの規定は、前項の規定による変更について準用する。

（事務の委託の特例）

第八条　都道府県は、第六条第六項の規定による承認を受けた基本計画（前条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認基本計画」という。）の達成に資するため、当該都道府県と一部事務組合との協議により規約を定め、都道府県の事務の一部又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を、当該一部事務組合に委託して、当該一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。以下同じ。）にこれを管理させ、及び執行させることができる。

2　地方自治法第二百五十二条の十四第二項及び第三項、第二百五十二条の十五並びに第二百五十二条の十六の規定は、前項の場合について準用する。

（職員の派遣の配慮）

第九条　一部事務組合の管理者が、承認基本計画の達成に資するため、都道府県知事に対し、地方自治法第二百九十二条において準用する同法第二百五十二条の十七第一項の規定による職員の派遣を求めたときは、その求めを受けた都道府県知事は、その所掌事務の遂行に著しい支障

がない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。

（地域の電気通信の高度化を促進するための措置）

第十条　国は、指定地域に係る第一条に規定する整備の促進を図るため、当該指定地域の特性に応じた電気通信の高度化を促進するための基盤の整備等に努めるとともに、高度かつ多様な電気通信のサービスの普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（課税の特例）

第十一条　承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区において、産業業務施設の設置を行う者が設置した当該産業業務施設については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第十二条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区内において産業業務施設のうち自治省令で定めるものを設置した者について当該産業業務施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合又は承認基本計画に係る拠点地区内において教養文化施設等のうち自治省令で定めるものを設置した者について当該教養文化施設等の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該教養文化施設等の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（資金の確保）

第十三条　国及び地方公共団体は、承認基本計画の達成に資する事業に係る施設の整備を促進するために必要な資金の確保に努めるものとする。

（公共施設の整備等）

第十四条　国及び地方公共団体は、承認基本計画の達成に資するために必要な公共施設の整備並びに住宅及び住宅地の供給の促進に努めるものとする。

（国等の援助）

第十五条　国及び地方公共団体は、承認基本計画の達成に資するため、承認基本計画の実施に必要な事業を行う者等に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

（地方債の特例等）

第十六条　地方公共団体が、承認基本計画に基づき拠点地区内において地方公共団体が出資する法人その他の法人のうち自治省令で定める事業者が行う教養文化施設その他の公共施設に準ずる施設として自治省令で定めるものの整備を推進する必要があると認める場合において、当該事業者に対して出資、補助その他の助成を行おうとするときは、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものは、同項第五号に規定する経費とみなす。

2　地方公共団体が承認基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（農山漁村の整備の促進等についての配慮等）

第十七条　国及び地方公共団体は、指定地域に係る第一条に規定する整備に際し、当該指定地域内の農山漁村の整備の促進及び農林漁業の健全な発展との調和に配慮するものとする。

2　国の行政機関の長又は都道府県知事は、承認基本計画に係る拠点地区内の土地を当該承認基本計画に係る産業業務施設（当該承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区において設置されるものに限る。）、教養文化施設等又は住宅及び住宅地の用に供するため、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、これらの施設の設置の促進が図られるよう配慮するものとする。

（監視区域の指定）

第十八条　都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十三条において「指定都市」という。）の長は、指定地域及びその周辺の地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の二第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

第三章　都市計画法の特例等

第一節　拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域

（拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域に関する都市計画）

第十九条　指定地域内の市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域（以下「拠点整備促進区域」という。）を定めることができる。

一　良好な拠点業務市街地（指定地域の居住者の雇用機会の増大と地域経済の活性化に寄与する事務所、営業所等の業務施設が集積する市街地をいう。以下同じ。）として一体的に整備され、又は開発される自然的経済的社会的条件を備えていること。

二　当該区域内の土地の大部分が建築物の敷地として利用されていないこと。

三　二ヘクタール以上の規模の区域であること。

四　当該区域の大部分が都市計画法第八条第一項第一号の商業地域内にあること。

2　拠点整備促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の二第二項に定める事項のほか、拠点業務市街地としての開発整備の方針を定めるものとする。

3　拠点整備促進区域に関する都市計画は、承認基本計画に適合するように定めなければならない。

4　都道府県知事又は市町村は、拠点整備促進区域に関する都市計画と併せて、当該区域が良好な拠点業務市街地として整備され、又は開発されるために必要な公共施設（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第五項に規定する公共施設をいう。第二十八条第一項において同じ。）に関する都市計画を定めなければならない。

（宅地の所有者等の責務等）

第二十条　拠点整備促進区域内の宅地（土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。）について所有権又は借地権（借地借家法（平成三年法律第九十号）第二条第一号に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有する者は、当該区域内の宅地について、できる限り速やかに、土地区画整理事業（土地区画整理法による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）を施行する等により、当該拠点整備促進区域に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならない。

2　都道府県及び市町村は、拠点整備促進区域に関する都市計画の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者に対し、良好な拠点業務市街地の開発整備に関する事項について指導及び助言を行うものとする。

（建築行為等の制限等）

第二十一条　拠点整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　都道府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。

一　土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ　主として第十九条第一項第一号に規定する業務施設の建設の用に供する目的で行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該拠点整備促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

ロ　次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ　次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第二号に該当する土地の形質の変更

二　建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ　前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ　自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

(1)　階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

(2)　主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(3)　容易に移転し、又は除却することができること。

(4)　敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

ハ　次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地の形質の変更

（建築物の新築、改築又は増築の制限等）

第二十二条　拠点整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　都道府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。

一　土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ　主として第十九条第一項第一号に規定する業務施設の建設の用に供する目的で行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該拠点整備促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

ロ　次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ　次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第二号に該当する土地の形質の変更

二　建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ　前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ　自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

(1)　階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

(2)　主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(3)　容易に移転し、又は除却することができること。

(4)　敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

ハ　次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地の形質の変更

3　第一項の規定は、土地区画整理法第七十六条第一項各号に掲げる公告（住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団が施行する土地区画整理事業にあっては、事業計画の認可の公告又は土地区画整理事業を施行する土地の区域の変更を含む事業計画の変更についての認可の公告）があった日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

4　都市計画法第五十三条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分は、拠点整備促進区域内においては、適用しない。

5　第一項の許可には、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

6　都道府県知事は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。

7　都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、それらの者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

8　第六項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状

回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

9　前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（土地の買取り等）

第二十二条　都道府県、市町村、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は土地開発公社は、都道府県知事に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3　都道府県知事（前項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、拠点整備促進区域内の土地の所有者から、次に掲げる行為について前条第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を生ずることとなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があったときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

一　前条第二項第二号ロ(1)から(3)までに掲げる要件に該当する建築物の新築、改築又は増築

二　前号に規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更

4　前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

5　第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

6　第三項の規定により土地を買い取った者は、当該土地が公益的施設（交通施設、情報処理施設、電気通信施設、教養文化施設その他の施設であって、指定地域の住民等の共同の福祉又は利便のために必要なもので、国、地方公共団体その他政令で定める者が設置するものをいう。第二十八条第一項において同じ。）の用に供されるように努めなければならない。

（大都市の特例）

第二十三条　この節の規定又はこの節の規定に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市においては、政令で定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この節の規定又はこの節の規定に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第二節　拠点整備土地区画整理事業

（拠点整備土地区画整理事業）

第二十四条　拠点整備促進区域内の土地についての土地区画整理事業（以下「拠点整備土地区画整理事業」という。）については、土地区画整理法及びこの節に定めるところによる。

（市町村の責務等）

第二十五条　市町村は、拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域に関する都市計画に係る都市計画法第二十条第一項の規定による告示の日から起算して三年以内に土地区画整理法第四条第一項若しくは第十四条第一項の規定による認可又は第二十一条第二項第一号イに該当する行為についての同条第一項の規定による許可がされていないものについては、施行の障害となる事由がない限り、拠点整備土地区画整理事業を施行するものとする。

2　市町村は、拠点整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する相当数の者から当該区域内の土地について拠点整備土地区画整理事業を施行すべき旨の要請があったとき、拠点整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が拠点整備土地区画整理事業を施行することが困難又は不適当であると認められるとき、その他特別の事情があるときは、前項の期間内であっても、拠点整備土地区画整理事業を施行することができる。

3　前二項の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、これらの規定による拠点整備土地区画整理事業を施行することができる。当該拠点整備土地区画整理事業が住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団の施行することができるものであるときは、住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団についても、同様とする。

（施行地区の面積等）

第二十六条　拠点整備土地区画整理事業の事業計画においては、拠点整備土地区画整理事業を施行する土地の区域（第二十八条第一項において「施行地区」という。）は、その面積が二ヘクタール以上で、かつ、当該拠点整備促進区域の他の部分についての拠点整備土地区画整理事業の施行を困難にしないものとなるように定めなければならない。

（下水道用地）

第二十七条　拠点整備土地区画整理事業の換地計画においては、土地区画整理法第九十五条第三項の規定による場合のほか、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号の下水道をいう。以下この条において同じ。）が設置されることにより当該換地計画に係る区域内に居住する者の受ける利便に応じて、一定の土地を換地として定めないで、その土地を下水道の用に新たに供すべき土地又はその代替地（以下この条において「下水道用地」という。）として定めることができる。この場合においては、この土地は、換地計画において、換地とみなされるものとする。

2　施行者は、前項の規定により換地計画において下水道用地を定めようとするときは、あらかじめ、その地積について下水道を設置しようとする者と協議しなければならない。

3　第一項の下水道用地については、換地計画において、金銭により清算すべき額に関し特別の定めをすることができる。

4　土地区画整理法第九十五条第七項の規定は第一項又は前項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合について、同法第百四条第九項の規定は第一項の規定により換地計画において定められた換地について準用する。この場合において、同法第九十五条第七項中「第三条第三項若しくは第四項又は第三条の四の規定」とあるのは、「第三条第三項、第三条の二第一項若しくは第二項又は第三条の三第一項若しくは第二項の規定」と読み替えるものとする。

（公益的施設の用地）

第二十八条　土地区画整理法第三条第三項、第三条の二第一項若しくは第二項又は第三条の三第一項若しくは第二項の規定により施行する拠点整備土地区画整理事業の換地計画においては、公益的施設（公共施設を除く。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

2　土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第百四条第十一項中「第三条第一項から第三項まで又は第三条の四の規定により施行する土地区画整理事業にあつては施行者が、第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつてはそれぞれ国、都道府県又は市町村が」とあるのは「施行者が」と、同法第百八条第一項中「第三条第三項若しくは第四項又は第三条の四の規定」とあるのは「第三条第三項、第三条の二第一項若しくは第二項又は第三条の三第一項若しくは第二項の規定」と読み替えるものとする。

3　施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項（地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。）第二十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。土地区画整理法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4　土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

（土地区画整理法の適用等）

第二十九条　拠点整備土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十三条から第百二十六条まで、第百二十七条の二及び第百二十九条の規定の適用については、この節の規定は、同法の規定とみなす。

2　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による埋立ての免許を受けた者がある場合においては、前節及びこの節の規定の適用については、その免許に係る水面を宅地とみなし、その者を宅地の所有者とみなす。

第三節　国及び地方公共団体の責務

（拠点業務市街地の開発整備に関する国及び地方公共団体の責務）

第三十条　国及び地方公共団体は、承認基本計画の達成に資するため、当該承認基本計画に係る拠点地区に係る都市計画法第七条第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針において、拠点業務市街地の開発整備の方針を定めるよう努めるとともに、拠点整備促進区域、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の八の二第一項の規定による再開発地区計画その他の都市計画の決定、拠点業務市街地の開発整備に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節　開発許可等の特例

（開発許可等の特例）

第三十一条　基本計画においては、第六条第二項各号に掲げる事項のほか、建設省令で定めるところにより、市街化調整区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第四項において同じ。）に存する拠点地区内の土地において実施されることが適当と認められる開発行為（同法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）又は建築行為等（建築物（同条第十項に規定する建築物をいう。次項において同じ。）の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物（同条第十一項に規定する第一種特定工作物をいう。次項において同じ。）の新設をいう。以下同じ。）に関する事項を併せて定めることができる。

2　基本計画において、前項に規定する事項が定められた場合には、都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が市街化区域における市街化の状況等からみて当該都市計画区域の計画的な市街化を図る上に支障がないと認められるとき（当該開発行為をする土地又は建築行為等に係る建築物若しくは第一種特定工作物の敷地である土地の面積が都市計画法第三十四条第十号イの政令で定める面積を下回る場合にあっては、当該開発行為又は建築行為等が、当該土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが著しく不適当と認められるときに限る。）は、当該開発行為又は建築行為等に関する事項を含めて当該基本計画の承認をするものとする。

3　前項の規定により基本計画が承認された場合において、開発行為に関する当該承認基本計画の内容に即して行われる開発行為（都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同条並びに土地区画整理法第九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、都市計画法第三十四条第十号に掲げる開発行為とみなす。

4　都道府県知事は、第二項の規定により基本計画が承認された場合において、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において建築行為等に関する当該承認基本計画の内容に即して行われる建築行

為等について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

第五節　経過措置

（経過措置）

第三十二条　この章の規定に基づき政令又は建設省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は建設省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四章　産業業務施設の移転の促進等

（移転計画の認定等）

第三十三条　事務所、営業所その他の業務施設（工場を除く。）の集積の程度が特に著しく高い地域として政令で定めるもの（以下「過度集積地域」という。）において産業業務施設を設置している者で当該産業業務施設を承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区へ移転しようとするものは、当該移転に関する計画（以下「移転計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その移転計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　移転計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　移転の概要

二　過度集積地域内にある産業業務施設に係る跡地の利用又は処分に関する事項

三　移転に伴う労務に関する事項

四　移転の実施時期

五　移転を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

六　その他政令で定める事項

3　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その移転計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、当該移転計画に係る移転が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4　第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る移転計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

5　第三項の規定は、前項の規定による認定について準用する。

（認定の取消し）

第三十四条　主務大臣は、前条第一項の認定を受けた移転計画（同条第四項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る移転を実施する者（以下「認定事業者」という。）が当該認定計画に従って移転を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（課税の特例）

第三十五条　認定事業者が認定計画に従って過度集積地域内にある事業用資産を譲渡して承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区において事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

（不動産取得税の不均一課税に伴う措置）

第三十六条　地方税法第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、認定計画に従って過度集積地域内にある産業業務施設を承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区に移転した認定事業者について、当該移転により当該拠点地区において設置した産業業務施設のうち自治省令で定めるものの用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（その措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（産業業務施設跡地の利用）

第三十七条　国及び地方公共団体は、過度集積地域における産業業務施設の移転に係る当該産業業務施設の跡地が公共の用途その他住民の福祉の増進に資する用途に利用されるよう努めなければならない。

（報告の徴収）

第三十八条　主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

（土地利用に関する計画における配慮）

第三十九条　国及び地方公共団体は、過度集積地域において土地利用に関する計画を定めるに当たっては、過度集積地域における産業業務施設の集積の状況等を考慮し、当該計画が過度集積地域の都市としての健全な発展と秩序ある整備に資するように配慮しなければならない。

第五章　地域振興整備公団等の業務の特例等

（地域振興整備公団の業務の特例）

第四十条　地域振興整備公団（以下「公団」という。）は、公団法第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、承認基本計画に基づく指定地域に係る第一条に規定する整備を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一　承認基本計画に係る拠点地区において公団が行う土地区画整理事業（土地区画整理法第

三条の三第二項の規定により行うものに限る。）又は市街地再開発事業（都市再開発法第二条の二第五項第二号の規定により行うものに限る。）と併せて行うことが必要であると認められる宅地の造成と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合において当該施設を建設し、並びにこれらを管理し、及び譲渡すること。

二　前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　公団は、前項の業務のほか、産業業務施設の再配置を促進するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一　承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区において、産業業務施設の用に供する業務用地（これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下「産業業務施設用地」という。）を造成し、並びに当該産業業務施設用地の利用者の利便に供する施設を整備し、並びにこれらを管理し、及び譲渡すること。

二　承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区において産業業務施設の再配置の促進に資する会議場施設、研修施設その他の施設の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行うこと。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

3　公団は、前二項の業務のほか、前二項の業務及び公団法第十九条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一　承認基本計画に係る拠点地区における第一項第一号に規定する宅地の造成と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合におけるそれらの用に供する施設の建設並びに当該施設の管理及び譲渡

二　承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区における産業業務施設用地の造成、管理及び譲渡並びに当該産業業務施設用地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該産業業務施設用地の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の管理及び譲渡

三　承認基本計画に係る第六条第三項の拠点地区における前項第二号に規定する施設の整備

四　地方拠点都市地域に係る第一条に規定する整備及び産業業務施設の再配置の促進のために必要な調査

五　第一号から第三号までに掲げる業務に関連する技術的援助並びに地方拠点都市地域に係る第一条に規定する整備及び産業業務施設の再配置の促進のための計画の策定に係る技術的援助

（公団の行う投資の特例）

第四十一条　公団は、公団法第十九条の三の規定によるもののほか、内閣総理大臣及び建設大臣の認可を受けて、前条第一項第一号の業務によって建設された事務所、店舗等の用に供する施設の管理に関する業務を行う事業に投資（融資を含む。次条において同じ。）をすることができる。

2　内閣総理大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（公団法の特例）

第四十二条　前二条の規定により公団の業務又は投資が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項及び第二項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第三項に規定する業務」と、同条第五項中「並びに同項第八号の業務」とあるのは「、同項第八号の業務並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項第一号及び第二項第一号の業務」と、同条第六項中「同項第三号又は第四号の業務」とあるのは「同項第三号若しくは第四号の業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項第一号の業務で第一項第一号の業務」と、「及び同項第八号の業務」とあるのは「、同項第八号の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項第一号の業務」と、公団法第十九条の二第二項中「及び同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務とあわせて行なうもの」とあるのは「、同項第三号若しくは第四号の業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項第一号の業務と併せて行うもの並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項第一号の業務」と、公団法第二十条第一項中「第十九条第一項第二号又は第七号の業務」とあるのは「第十九条第一項第二号若しくは第七号の業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項第一号の業務」と、同条第二項中「第十九条第一項第二号及び第七号の業務並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項第二号及び第七号の業務」とあるのは「第十九条第一項第二号及び第七号の業務並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項第二号の業務」と、公団法第二十四条の二中「第一号及び第二号の業務（以下「工業再配置業務」という。）」とあるのは「第一号及び第二号の業務並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項第二号及び第三号の業務に係るもの並びに同

項第四号及び第五号の業務並びに第十九条の三の規定による投資で産業業務施設の再配置の促進に係るもの（以下「工業再配置等業務」という。）」と、公団法第二十五条第一項及び第三項並びに第三十三条の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十六条第一号中「この法律の規定（第二十一条の二の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。）」とあるのは「この法律の規定（第二十一条の二の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。）及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十一条第一項の規定」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条」と、「第十九条の三」とあるのは「第十九条の三及び同法第四十一条第一項」とする。

（通信・放送機構の業務の特例）

第四十三条　通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、指定地域の電気通信の高度化を促進するため、次の業務を行う。

一　承認基本計画に係る拠点地区において、電気通信業の用に供する施設であって、企業等の業務の円滑な実施に資する電気通信の利便性を効果的に高めるための機能を有する共同利用施設（これと一体的に設置される電気通信技術に関する情報を提供し、並びに照会及び相談に応ずるための施設を含む。）の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行うこと。

二　前号の業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託等）

第四十四条　機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（出資の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4　機構法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「郵政大臣（研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣）」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは「事務所」と、「業務の状況」とあるのは「その委託を受けた業務に関し業務の状況」と読み替えるものとする。

（機構法の特例）

第四十五条　第四十三条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第五条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条に規定する業務（以下「両出資業務」という。）」と、同条第三項中「又は」とあるのは「、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条に規定する業務に必要な資金又は」と、機構法第十七条第二項、第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「両出資業務」と、機構法第三十一条中「研究開発出資業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条に規定する業務（以下「研究開発出資業務等」という。）」と、機構法第三十二条、第三十三条の二、第三十五条、第三十八条及び第四十三条第一項第二号中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務等」と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」と、機構法第四十三条第一項第一号中「、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可（研究開発出資業務」とあるのは「若しくは第二十九条第一項の規定による認可（両出資業務に係るものを除く。）、第二十八条第二項の規定による認可（研究開発出資業務に係るものを除く。）、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可（研究開発出資業務等」と、同条第二項第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可又は第二十九条第一項の規定による認可（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条に規定する業務に係るものを除く。）」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条に規定する業務に係る部分を除く。）」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条」とする。

（卸売市場法の特例）

第四十六条　一部事務組合で次に掲げる要件に該当するものについては、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第八条第一号に掲げる都

道府県又は市が加入していないものであっても、これを同条第二号に該当する地方公共団体とみなして、同法の規定を適用する。

一　当該一部事務組合を組織する市町村（指定地域を管轄するものに限る。）の総人口が卸売市場法第八条第一号に規定する数以上であること。

二　前号に規定する市町村の一以上が卸売市場法第五条第一項の中央卸売市場整備計画において定められた同法第二条第三項の中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するものであること。

（地方住宅供給公社法の特例）

第四十七条　住宅の需要の著しい政令で定める指定地域内の地域社会の中心となる地方都市である政令で定める市及び当該指定地域内の他の市町村の全部又は一部は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第八条及び第四十三条の規定にかかわらず、共同して地方住宅供給公社を設立することができる。

2　前項の規定により設立された地方住宅供給公社については、地方住宅供給公社法第十二条第四項中「都道府県知事（市が設立した地方公社にあつては市長とし、以下「都道府県知事等」という。）」とあり、同法第二十七条、第三十二条第一項、第四十条第一項、第四十一条（第四十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第四十三条第一項中「都道府県知事等」とあり、同法第四十四条第一項中「市のみが設立した地方公社にあつては市長を、その他の地方公社にあつては都道府県知事」とあり、並びに同条第二項中「都道府県知事又は市長」とあるのは「設立団体である市町村の長」と、同法第四十二条第一項中「、都道府県知事若しくは市長」とあるのは「若しくは設立団体である市町村の長」と、同法第四十九条第一号中「、都道府県知事又は市長」とあるのは「又は設立団体である市町村の長」とする。

3　第一項の規定により設立された地方住宅供給公社は、土地区画整理法、都市再開発法及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の適用については、市のみが設立した地方住宅供給公社とみなす。

第六章　雑則

（主務大臣）

第四十八条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　第三条第一項の規定による基本方針の策定、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による基本方針の公表及び同条第五項の規定による基本方針の変更に関する事項については、国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、郵政大臣、建設大臣及び自治大臣

二　第四条第二項の規定による協議に関する事項については、国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣

三　第三十三条の規定による認定及び第三十四条の規定による認定の取消し並びに第三十八条の規定による報告の徴収に関する事項については、通商産業大臣及び当該産業業務施設において行われる事業を所管する大臣

（政令への委任）

第四十九条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第七章　罰則

第五十条　第二十一条第六項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物を移転せず、若しくは除却しなかった者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第五十一条　第三十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十三条　第四十四条第四項において準用する機構法第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十三条から第四十五条まで、第五十三条及び附則第七条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後十年以内に、地方拠点都市地域に関する諸事情の変化等に対応して、この法律の規定及び実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（借地権に関する経過措置）

第三条　借地借家法が施行されるまでの間においては、第二十条第一項中「借地借家法（平成三年法律第九十号）第二条第一号に規定する借地権」とあるのは、「借地法（大正十年法律第四十九号）第一条に規定する借地権」とする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（土地区画整理法の一部改正）

第五条　土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定するもののほか、地域振興整備公団は、建設大臣が地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第　号）第八条第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している区域のうち特に一体的かつ総合的な市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため必要な土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

（地域振興整備公団法の一部改正）

第六条　地域振興整備公団法の一部を次のように改正する。

第二十一条の二中「第三条の三第一項」を「第三条の三第一項又は第二項」に改める。

第三十六条第三号中「業務以外」を「業務並びに第十九条の三の規定による投資以外」に、「行なった」を「行った」に改める。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第七条　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「含む。）」の下に「又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第　号）第四条第一項の規定により指定された地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるもの（その周辺の地域を含む。）」を加え、同項第三号に次のように加える。

ニ　前号の地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地

第二条第一項中「前条第一項第一号の土地」の下に「若しくは同項第三号の土地（同号ニに掲げる土地の区域内の土地で政令で定めるものに限る。）」を加える。

（都市計画法の一部改正）

第八条　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項に次の一号を加える。

四　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第　号）第十九条第一項の規定による拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域

（都市再開発法の一部改正）

第九条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二条の二第五項を次のように改める。

5　地域振興整備公団は、建設大臣が次に掲げる事業を施行する必要があると認めるときは、市街地再開発事業の施行区域内の土地について当該事業を施行することができる。

一　地域社会の中心となる都市の開発整備又は特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備を行うため地域振興整備公団が宅地の造成と併せてこれと関連する市街地の再開発を行うための市街地再開発事業

二　前号に規定するもののほか、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第　号）第八条第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している区域のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため当該地区の全部又は一部について行う市街地再開発事業

（租税特別措置法の一部改正）

第十条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第一項中「第二十一条第一項」の下に「若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第　号）第二十八条第一項」を加える。

第三十四条の二第二項第十四号中「若しくは大都市地域住宅等供給促進法」を「、大都市地域住宅等供給促進法」に改め、「含む。）」の下に「若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十二条第三項」を、「特定土地区画整理事業」の下に「若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律による拠点整備土地区画整理事業」を、「第二十一条第一項」の下に「若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八条第一項」を加える。

第三十七条第一項の表以外の部分中「第十七号」を「第十八号」に、「第十五号」を「第十六号」に改め、「第十号」の下に「又は第十一号」を加え、同項の表の第一号の下欄中「第十二号」を「第十三号」に改め、同表中第十七号を第十八号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十三条第一項に規定する過度集積地域内にある事務所又は研究所として使用されている建物（同法第二条第三項に規定する産業業務施設（以下この号において「産業業務施設」という。）に該当するものに限るものとし、貸付けの用に供されているものを除く。）及びその敷地の用に供されている土地等で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　当該過度集積地域から地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第八条第一項に規定する承認基本計画に係る同法第六条第三項に規定する拠点地区への当該事務所又は研究所の移転（政令で定めるものに限る。）で同法第三十四条に規定する認定計画に従って行われるものに伴い譲渡をされるものであること。

ロ　当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものであること。

第三十七条の三第二項第一号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同項第二号中「第十号」の下に「又は第十一号」を加える。

第四十四条の八の次に次の一条を加える。

（特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却）

第四十四条の九　青色申告書を提出する法人が、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の施行の日から平成六年三月三十一日までの間に行われた同法第六条第六項の承認（同法第七条第一項の承認を含む。）に係る同法第六条第一項の基本計画において定められた同条第三項の拠点地区の区域内において、当該承認の日から五年以内の期間で政令で定める期間内に、同法第二条第三項に規定する産業業務施設に該当する事務所用若しくは研究所用の建物及びその附属設備のうち政令で定める規模のもの（貸付けの用に供するものを除く。以下この項において「産業業務施設」という。）でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は産業業務施設を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該産業業務施設（第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該産業業務施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該産業業務施設の取得価額の百分の十二に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十二条の三第四項第五号中「第十三号」を「第十四号」に改める。

第六十五条第一項中「第二十一条第一項」の下に「又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八条第一項」を加える。

第六十五条の四第一項第十四号中「若しくは大都市地域住宅等供給促進法」を「、大都市地域住宅等供給促進法」に改め、「含む。）」の下に「若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十二条第三項」を、「特定土地区画整理事業」の下に「若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律による拠点整備土地区画整理事業」を、「第二十一条第一項」の下に「若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八条第一項」を加える。

第六十五条の七第一項の表以外の部分中「第十八号」を「第十九号」に、「第十六号」を「第十七号」に、「第十号の場合の同号」を「第十号又は第十一号の場合のこれらの号」に改め、同項の表の第一号の下欄中「第十二号」を「第十三号」に改め、同表中第十八号を第十九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第三十三条第一項に規定する過度集積地域内にある事務所又は研究所として使用されている建物（同法第二条第三項に規定する産業業務施設（以下この号において「産業業務施設」という。）に該当するものに限るものとし、貸付けの用に供されているものを除く。）及びその敷地の用に供されている土地等で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの イ　当該過度集積地域から地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第八条第一項に規定する承認基本計画に係る同法第六条第三項に規定する拠点地区への当該事務所又は研究所の移転（政令で定めるものに限る。）で同法第三十四条に規定する認定計画に従って行われるものに伴い譲渡をされるものであること。 ロ　当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものであること。	上欄のイに規定する拠点地区内にある産業業務施設の用に供される土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置

第六十五条の七第十項第二号中「第十六号」を「第十七号」に改める。

第六十五条の八第一項中「第十六号」を「第十七号」に、「第十号の場合の同号」を「第十号又は第十一号の場合のこれらの号」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「改正後の租税特別措置法」という。）第三十七条第一項及び第三十七条の三第二項第二号の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に行う改正後の租税特別措置法第三十七条第一項の表の第十一号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用する。

2　改正後の租税特別措置法第六十五条の七第一項及び第六十五条の八第一項の規定は、法人が施行日以後に行う改正後の租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十一号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用する。

（地方税法の一部改正）

第十二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十六号中「並びに地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」を「、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」に改め、「（政令で定めるものに限る。）の用に供する不動産」の下に「並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第　号）第四十条第二項第一号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する不動産」を加える。

第七十三条の六第三項中「第二十一条第二項」の下に「及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八条第二項」を加える。

第五百八十六条第二項第一号の十の次に次の一号を加える。

一の十一　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第八条第一項に規定する承認基本計画（以下この号において「承認基本計画」という。）において定められた同法第六条第三項に規定する拠点地区において同法第二条第三項に規定する産業業務施設の用に供する建物のうち政令で定めるものを建設した者で政令で定めるものが当該建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）及び承認基本計画において定められた同条第二項に規定する拠点地区において当該承認基本計画に従って同法第六条第四項に規定する教養文化施設等の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

附則第三十二条の三第十二項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同条第十五項中「第十三項まで」を「第十四項まで」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の表の下欄中「第十三項まで」を「第十四項まで」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　指定都市等は、事業所用家屋で地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第八条第一項に規定する承認

基本計画（平成六年三月三十一日までに同法第六条第六項の規定による承認（同法第七条第一項の規定による承認を含む。以下本項において同じ。）を受けたものに限る。）において定められた同法第二条第二項に規定する拠点地区において当該承認基本計画に従つて整備される同法第六条第四項に規定する教養文化施設等で政令で定めるものに係るものの新築又は増築で当該教養文化施設等に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該承認基本計画に係る同条第六項の規定による承認を受けた日から五年を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第二十項を同条第二十一項とし、同条第十六項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十五項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　前条第十四項に規定する教養文化施設等に係る事業所等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該教養文化施設等に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該教養文化施設等に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該教養文化施設等に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該教養文化施設等に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十八条第十一項及び第三十九条第十一項中「附則第三十二条の三第十四項」を「附則第三十二条の三第十五項」に、「第十三項まで」を「第十四項まで」に改める。

（国土庁設置法の一部改正）

第十三条　国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第　号）の施行に関する事務を処理すること。

第七条第一項中「第四条第二十一号」を「第四条第二十二号」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十四条　農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号の三の次に次の一号を加える。

二十七の四　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第　号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

（郵政省設置法の一部改正）

第十五条　郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第七十号を第七十一号とし、第六十九号を第七十号とし、第六十八号の次に次の一号を加える。

六十九　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第　号）の施行に関すること。

第五条中第二十二号の二十一を第二十二号の二十二とし、第二十二号の二十の次に次の一号を加える。

二十二の二十一　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の定めるところに従い、基本方針を定めること。

第六条第五項及び第六項中「第六十九号」を「第七十号」に改め、同条第八項中「第七十号」を「第七十一号」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

第十六条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）」を「、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第　号）」に改める。

（自治省設置法の一部改正）

第十七条　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第　号）の施行に関する事務を行うこと。

第五条第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づき、基本方針を定めること。

理由

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置を促進することにより地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展を図るため、基本計画の策定、地方拠点都市地域の指定、基本計画の承認及び産業業務施設の移転計画の認定について定めるとともに、都市計画上の特例の創設、地方行財政上の特例措置、税制上の特例措置、地域振興整備公団及び通信・放送機構の業務の追加等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置を促進することにより地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資するため、基本方針の策定、地方拠点都市地域の指定、基本計画の作成及び産業業務施設の移転計画の認定について定めるとともに、都市計画上の特例の創設、地方行財政上の特例措置、税制上の特例措置、地域振興整備公団及び通信・放送機構の業務の追加等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　主務大臣は、関係行政機関の長と協議の上、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本方針を定めて公表しなければならない。

2　都道府県知事は、主務大臣及び関係市町村と協議の上、一定の要件に該当する市町村の区域を地方拠点都市地域として指定することができる。

3　地方拠点都市地域の関係市町村は、共同して、地方拠点都市地域の整備の方針、拠点地区の区域及び実施すべき事業、公共施設の整備、住宅及び住宅地の供給等居住環境の整備、人材育成・地域間交流・教養文化活動等の活動に関する事項等を定めた当該地域の整備の促進に関する基本計画を作成して都道府県知事の承認を得るものとし、承認を行った知事は、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

4　事務所、営業所その他の工場を除いた業務施設の集積の程度が特に著しく高い地域として政令で定める過度集積地域において産業業務施設を設置している者で当該産業業務施設を承認基本計画に係る産業業務施設の集積を促進する措置を講じようとする拠点地区へ移転しようとするものは、移転の概要、跡地の利用又は処分に関する事項、移転の実施時期、移転を実施するために必要な資金の額及びその調達方法等の事項を記載した移転計画を作成して主務大臣の認定を受けることができるものとし、主務大臣は、移転計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、移転が確実に実施される見込みがあると認めるときは、認定をするものとする。

5　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進を図るため、地方行財政上の特例措置、都市計画上の特例の創設、税制上の特例措置、地域振興整備公団及び通信・放送機構の業務の追加等所要の措置を講ずる。

6　基本方針の策定に関する事項についての主務大臣を国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、郵政大臣、建設大臣及び自治大臣とする等関係事項について、それぞれ主務大臣を定める。

7　この法律は、原則として公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

8　土地区画整理法、租税特別措置法、地方税法等及び各省庁設置法について所要の改正を行う。

9　政府は、この法律の施行後十年以内に、地方拠点都市地域に関する諸事情の変化等に対応して、この法律の規定及び実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

二　議案の可決理由

本案は、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置を促進することにより、地方の自立的成長の促進を図り、併せて東京一極集中を是正して国土の均衡ある発展に資するための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に伴う予算措置

平成四年度特別会計予算、産業投資特別会計産業投資勘定投資計画表において、地域振興整備公団に対する出資金十八億円及び通信・放送機構に対する出資金四億円がそれぞれ計上されている。

右報告する。

平成四年四月二十四日

建設委員長　古賀　誠

衆議院議長　櫻内　義雄殿

〔別紙〕

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一　地方拠点都市地域の指定の協議に当たっては、本法案の提出された趣旨にかんがみて、人口減少道県及び過疎化の進行している府県について、十分配慮すること。

二　基本計画の策定に当たっては、各地域の実情に応じて指定地域の各市町村議会や住民の意見を十分反映するよう配慮すること。

三　各地域の実情に応じ、地方拠点都市地域における大学及び文化研究施設の適正配置に配慮すること。

四　過度集積地域から移転した産業業務施設の跡地について、公共用地として取得できるよう、地方公共団体に対する財政的支援措置の活用も含めて、十分配慮すること。

五　過度集積地域からの産業業務施設の移転計画の認定に当たり、労働者の移転、職業転換、関連中小企業者対策等に十分配慮すること。

六　地価の高騰により、地方拠点都市地域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用と事業の円滑な遂行を妨げないよう、国土利用計画法の機動的運用、不動産業界、金融業界等に対する強力な指導などに努めること。

七　特性を生かした地域づくりを進め、地方拠点都市地域における事業・施策の効果を高めるため、関係省庁は地方公共団体の自主性、主体性を最大限尊重し、行政権限の地方公共団体への移譲、特色ある単独事業を可能とする地方公共団体の財源確保に努めること。

八　地方拠点都市地域における農地の転用の許可の運用に当たっては、優良農地の確保、環境の保全に支障を生じないよう適切に対応するとともに、農山漁村の整備及び農林漁業の振興に十分配慮すること。

九　本法施行後の推移をみて、情勢の変化に対応し、必要に応じ、本法の充実・強化を検討すること。

衆議院会議録第十九号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一五	三	末三	達する	適する
一七	一	二三	役割を	役割が
一七	一	末五	処分	処方
二三	一	末七	家畜体外授精卵	家畜体外受精卵
三八	四	一〇		（行頭を一字上げる。）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　大蔵省印刷局
電話　03（3587）4302
定価　本号一部　三三九円（税九円を含む）